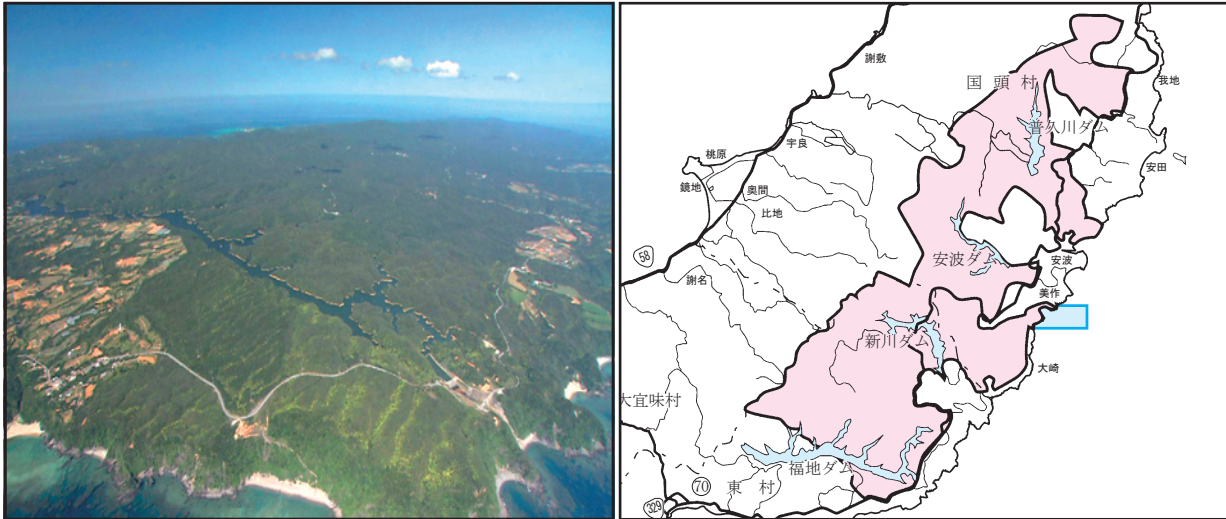


## 第1節 米軍の施設別状況

### 1 海兵隊

#### (1) FAC6001 北部訓練場 (Northern Training Area)



#### ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字安波、字安田、字楚洲、字謝敷、字浜、字与那  
東村（字高江、字宮城、字川田）

(イ) 面積：78,332千 $m^2$ <sup>2\*1</sup>

単位：千 $m^2$

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	37,880	5,846	202	470	44,398
東村	33,934	—	—	—	33,934
合計	71,814	5,846	202	470	78,332

(ウ) 地主数：70人

(エ) 年間賃借料：4億5千万円

(オ) 主要建物及び工作物<sup>2</sup>

○建物：司令部庁舎、隊舎、車庫、ポンプ室、消防舎、事務所、弾薬貯蔵庫ほか

○工作物：訓練施設、汚水処理施設、車両ゲート、アンテナ、航空燃料タンク、ソフトボール場ほか

(カ) 基地従業員：MLC 12人

#### イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ<sup>3</sup>等より）

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通

\*1：面積、地主数、年間賃借料、基地従業員は沖縄防衛局資料（平成19年3月末現在、賃借料は平成18年度（平成18年4月～平成19年3月）実績）より

\*2：主用建物及び工作物、管理・使用部隊名は沖縄防衛局資料（「提供施設・区域の使用実態等調査書（沖縄県所在分）」平成17年（2005年）10月）より

\*3：1972年（昭和47年）5月15日の日米合同委員会で承認、署名された「施設分科委員会覚書」のこと。平成9年3月25日全文公表（第1章第3節「施設分科委員会覚書（5.15メモ）」（8頁）を参照のこと）

告」に関する合同委員会合意<sup>\*1</sup>を適用する。

- b 海兵隊師団及びその支援部隊に編成上割り当てられるすべての兵器の実弾射撃は、本施設・区域内の指定射撃場内で認められる。日米両国政府の要求を満たすように実弾砲兵射撃のための適当な弾着区域を設定するため共同調査が実施される。この弾着区域が特定されるまで本施設・区域内の実弾砲兵射撃を行わない。水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃は認められる、また、緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。
- c 合衆国政府は、本施設・区域内にある指定された水源涵養林並びに特に保護すべきものとして指定された鳥類及びそれらの自然生息地に対し、いかなる損害も与えないようあらゆる合理的予防措置を講ずる。
- d 合衆国政府は、指定された水源かん養林保護区域に大きな物理的変化をもたらすような計画については、事前に日本国政府と調整を行う。
- e 合衆国政府は、水源涵養林保護区域の維持に関する検査、保守その他の作業のため、現地林野庁職員又はその指定を受けた職員の出入を保証する。この出入は合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

○その他：

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、国頭村古我地原及び川瀬原所在の海沿いの区域及び出入口は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の立入り又は通行が認められること、並びに安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地は、工事完了後返還されるが、同時に貯水池部分（返還区域を通る道路及びダム本体上を通る道路を含む。）は、地位協定第2条第4項（b）の適用のある施設及び区域として提供されることが合意されている。<sup>\*2</sup>

(ウ) 施設の現状及び任務

北部訓練場は、そのほとんどが起伏の激しい森林地であり、国頭村及び東村にまたがる本県最大の演習場である。海兵隊の管理の下に、海兵隊の各部隊のほか陸軍、海軍、空軍の各部隊が対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習、脱出生還訓練、救命生存訓練及び砲兵基本教練などの訓練を実施するなど、対ゲリラ訓練基地として使用されている。

同訓練場は、NTA1a、1b、2a、2b、2c、3a、3b、3c、3d及び3eに細分され、ベースキャンプ地区の2aはキャンプ・ゴンサルベス（Camp Gonsalves）と呼ばれ、教室、診療所、部隊事務所、運動場等があり、3bには火力支援基地がある。演習場内には、22カ所のヘリパッドもある。

同演習場では、現在、実弾射撃訓練は実施されていない。

なお、同訓練場には沖縄県の管理する主要地方道国頭東線のほか、一般県道2号線（使用延長約4km、使用開始昭47.5.15）がある。

同訓練場一帯は、沖縄本島随一の森林地帯として県土保全、水源かん養林の大きな機能を果たしており、また、国の特別天然記念物（特別鳥類）のノグチゲラや天然記念物のヤンバルクイナの生息地として、国頭村側の一部に「伊部岳鳥獣特別保護地区」<sup>\*3</sup>が設定されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電柱等用地	1千㎡	昭47.5.15
	高圧送電線路用地	0千㎡	昭57.9.16
○東村	水道施設用地	5千㎡	昭62.12.21
○電源開発株式会社	海水揚水発電施設用地	49千㎡	平2.3.15
	鉄塔等用地	32千㎡	平7.6.1
○沖縄県	道路用地(県道70号線)	271千㎡	平2.11.8
	取水施設用地	14千㎡	平3.9.10

\*1：1952年（昭和27年）12月の日米合同委員会で、訓練に支障のない限りの生計目的のための立ち入りの許可等を合意（外務省日米地位協定関係サイト「<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index.html>」の第3条に関する日米合同委員会合意を参照のこと）

\*2：「ウ 周辺状況等（エ）北部4ダムの一時的利用問題」（175頁）を参照

\*3：平成27年（2015年）10月31日を期限とする220ヘクタール

○国頭村	道路用地	9千㎡	平4. 1.22
	道路用地	4千㎡	平12. 9.21
計 5人	9件	385千㎡	
b 地位協定第2条第4項 (b) : 米軍による一時使用			
提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
○福地ダム、安波ダム、普久川ダム 及び新川ダムの貯水池等	必要の都度	2,817千㎡	昭62. 11.26
(オ) 沿革			
昭和32年10月25日	「北部海兵隊訓練場」として使用開始。		
昭和38年2月3日	一部追加使用。		
昭和45年12月末	国頭村安田に実弾射撃訓練場が建設され実弾射撃訓練を実施しようとしたが県民の反対にあい中止。		
昭和47年5月15日	「北部訓練場」として提供開始。		
昭和49年1月30日	北部ダム用地部分の返還と地位協定第2条第4項 (b) の使用を合意 (第15回日米安全保障協議委員会)。		
昭和49年2月21日	ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意 (日米合同委員会)。		
昭和49年6月6日	北部4ダム建設用地部分約2,524,000㎡について、沖縄総合事務局が工事期間中、地位協定第2条第4項 (a) に基づき共同使用することに合意 (日米合同委員会)。		
昭和49年12月9日	福地ダム (湛水面積2,450,000㎡) が東村川田に完成。		
昭和51年7月8日	一部 (12,800,000㎡) の無条件返還を合意 (第16回日米安全保障協議委員会)。		
昭和52年5月19日	付属施設として、工作物 (車両ゲート及び表示板1個) を追加提供。		
昭和52年10月15日	県営総合農地開発事業用地として、1,303,000㎡を返還 (第16回安保協合意の一部)。		
昭和52年12月15日	10月15日の返還用地の代替施設として、国頭村字安波東方海岸約269,000㎡を追加提供。		
昭和55年2月27日	海兵隊総司令官が、米上院で、北部訓練場の着弾区域の指定及び対戦車ミサイルの実弾発射訓練の実施を日本側と協議中と証言。		
昭和56年12月22日	キャンプ地区南西1.6kmの地点に建設されたハリアーパッドを使用して、ハリアー機の離発着訓練を実施。		
昭和58年11月21日	在日米軍沖縄地域調整官は三者協の席上、ダム用地返還後の米軍の訓練内容8項目 <sup>*1</sup> のうち、浮橋建設・使用等の5項目を実施しないと声明。		
昭和60年9月10日	事務所として、建物約2,500㎡と工作物 (舗床等) を追加提供。		
昭和62年1月	山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として、北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。		
昭和62年3月31日	農地開発地域約409,000㎡を返還 (第16回安保協合意の一部)。		
昭和62年11月26日	北部4ダム用地として約3,193,000㎡を返還。。		
昭和62年11月27日	北部4ダムの貯水池等約2,817,000㎡を訓練施設として追加提供 (地位協定第2条第4項 (b) 提供)		
昭和62年12月	米海軍は、国頭村字安波でハリアーパッド建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止 (その後建設を断念し、伊江島補助飛行場内に建設)。		
昭和63年6月21日	海兵隊が、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施 (~22日)。		
昭和63年8月8日	在日米軍沖縄地域調整官は三者協の席上、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止すると声明。		
昭和63年9月22日	土砂流出防止用ダムとして、安波川下流に工作物 (土留) を追加提供。		
平成2年4月30日	海水揚水発電技術実証試験プラント用地約164,000㎡を返還 (第16回安保協合意の一部)。		
平成2年6月19日	日米合同委員会は、軍転協から返還要請のあった一部の土地 (4,504,000㎡) について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認 (その後、面積を見直し。面積中に第16回安保協事案2,634,000㎡を含む。)		

\*1 : 「ウ 周辺状況等 (エ) 北部4ダムの一時使用問題」 (175頁) を参照



平成2年8月	米陸軍は、国頭・東村境の伊湯岳山頂に、キャンプ瑞慶覧と八重岳通信所を結ぶ伊湯岳マイクロウエーブタワーを建設。
平成5年3月31日	平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された約4,790,000㎡の土地を返還。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、平成14年度末を目途に北部訓練場の過半（約39,870,000㎡）を返還すること等を合意。
平成10年11月19日	日米合同委員会において、安波訓練場の返還条件として、土地及び水域の追加提供を合意。
平成10年12月17日	上陸訓練のため、土地381,845㎡と水域約1,210,000㎡を追加提供。
平成19年3月13日	日米合同委員会において、SACOで合意された、北部訓練場の過半の返還条件であるヘリコプター着陸帯の移設工事の実施に合意。
平成19年10月31日	道路用地として約90,000㎡を返還。

## ウ 周辺状況等

### (ア) 地域との関わり

北部訓練場は、沖縄本島の北部山地東側斜面に位置し、西側に沖縄本島の最高峰与那覇岳（498m）を始めとする尾根が広がり、東側は海岸沿いに国頭村楚洲、安田、安波、東村高江等の集落が散在する。

同訓練場の所在する国頭村の面積は194.80平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は5,546人で、昭和55年4月1日に過疎地域に指定されている。国頭村には、同訓練場のほか奥間レスト・センターが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.1パーセントである。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、23.2パーセントになる。

東村の面積は81.79平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は1,825人で、国頭村と同様に昭和55年に過疎地域に指定されている。東村には、同訓練場のほか慶佐次通信所が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、41.5パーセントである。

### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

北部訓練場及びその周辺では、航空機事故が復帰後14件発生しているが、すべてヘリコプターによるものであり、そのうち墜落事故は6件ののぼり、森林資源・林業施設等に被害を及ぼしている。北部訓練場ではヘリコプターの訓練が行われているため、沖縄本島随一の森林地帯は、ヘリコプターの墜落による火災発生の危険に常にさらされている。

＜北部訓練場及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等＞

昭和48年8月2日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが施設内の伊湯岳頂上付近で墜落。乗員3人死亡、1人行方不明。
昭和48年8月8日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが安波海岸付近を飛行中、高圧線に接触して安波部落から300mの畑に緊急着陸。高圧線の破損により、国頭村全域が3時間にわたり停電。
昭和50年6月24日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが飛行訓練中、安波ダム建設工事現場の工事資材運搬用ロープに接触、施設内に墜落炎上。乗員3人死亡。
昭和52年11月9日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが北部訓練場向け飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸。
昭和55年12月19日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが通常の訓練中、木材搬出用ワイヤーに接触、施設内の安波ダム貯水予定地域に墜落。乗員1人死亡、2人重傷。
昭和57年1月31日	施設外の国頭村安波で、米兵が空砲を発砲。
昭和60年7月12日	普天間飛行場所属CH-53Dヘリコプターが編隊飛行訓練中、1機が辺野喜ダム付近の林道に墜落炎上。乗員4人死亡。
昭和61年9月20日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが点検のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
昭和62年5月16日	普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
昭和62年7月11日	普天間飛行場所属AH-1J攻撃ヘリコプターが飛行中、トランスミッションのオイル漏れのため、国頭村楚洲の牧草地に緊急着陸。
昭和62年9月21日	北部訓練場上空で訓練中の海兵隊ヘリコプターが、信号燈を誤って施設外に投下し、国頭村字安田の沖縄県乳用牛育成センター内の原野部分約37㎡を焼失。
昭和63年6月4日	東村高江の県道70号線に近い訓練場内で、待ち伏せ訓練中の海兵隊員が使用した催涙ガスが流出し、県道を通行中の民間車両の乗員2人が目や喉の痛みを訴えた。



- 昭和63年10月31日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中に衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落、炎上。乗員4人死亡。
- 平成元年12月10日 提供施設外の辺野喜ダム上流付近で米軍が携帯食品を食べ散らかしたり、電池や注射器を放置していたことが判明。
- 平成4年10月26日 信号弾による山林火災が発生し、1,132㎡を焼失。
- 平成4年10月28日 山林火災が発生し、1,655㎡を焼失。
- 平成11年4月19日 海兵隊所属CH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落。乗員4人死亡。
- 平成11年8月11日 海兵隊所属UH-1Nヘリコプターが、東村営グラウンドに緊急着陸。
- 平成12年5月23日 海兵隊員が、提供施設外の東村高江の土地改良区に誤って進入し、ペイントボール模擬弾を発射。
- 平成12年7月23日 海兵隊員が、提供施設外の東村高江の国有地で、誤って廃棄物を投棄。
- 平成13年10月11日 韓国テグ基地所属MH-47型ヘリコプターが、国頭村安田の沖縄県乳用牛育成センター敷地内の牧草地に緊急着陸。
- 平成19年1月5日 福地ダム湖面で、米軍のペイント弾1,500発が入った袋1袋が発見された。その後、同年3月までに、福地ダムや新川ダムで、米軍のペイント弾等が相次いで発見、回収された。

#### (ウ) 着弾区域設定問題

昭和55年2月27日の米上院軍事委員会におけるバロー米海兵隊総司令官の証言で、海兵隊は、北部訓練場において着弾区域の設定及び対戦車ミサイル(TOW)の実弾発射訓練の実施について、日本政府との間で協議中であることが3月26日に報道された。

県は、昭和55年6月4日、第6回三者協幹事会を開催し、①北部訓練場には水源かん養林があり、実弾演習が継続的になされるとその本質的な機能が損なわれ、沖縄県の水供給事業に大きな影響を与えること、②北部訓練場の区域内には国の特別天然記念物で世界でも珍しく、学術的にもきわめて価値のあるノグチゲラが生息する鳥獣特別保護地区も指定されていることから、実弾発射訓練に強く反対した。この結果、日米両政府間の協議とは別に、県と現地海兵隊とで話し合いを続けることで合意した。

この問題については、国会の場でも議論される等社会・政治問題化したこと、その後ヤンバルクイナが発見され、天然記念物に指定されたこともあり、今日まで着弾区域の指定はなされていない。

#### (エ) 北部4ダムの一時使用問題

昭和49年1月30日の第15回日米安全保障協議委員会において、安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地部分の返還と、返還後に地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設・区域として使用されることが合意されたことに伴い、同年2月21日、日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意した。その内容は、①浮橋の建設及び利用、②応急渡河術、③波乗り訓練、④水陸両用車の使用による訓練、⑤ヘリコプターによる空海救助訓練、⑥水質浄化訓練、⑦ヘリコプターによる消火訓練、⑧小型舟艇操作訓練、の8項目である。

北部4ダムの完成した昭和58年、県は、11月21日の第8回三者協において、これらのダムが県民の飲料水として利用されているものであり、たとえ訓練により水質を汚濁するようなことがないにしても、県民の心情面から好ましくないとの観点にたって、これらのダムの貯水池では訓練をしないよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、ダム用地返還後の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等①～⑤の項目については実施しない、⑥～⑧の項目については実施がありうる、また、訓練を実施する場合、水面を汚染しない、と回答した。

昭和62年11月26日、北部ダム工事のため約3.2平方キロメートルが返還され、うち約2.8平方キロメートルが地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供された。

翌昭和63年6月21日、海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施した。これは、昭和56年夏の訓練以来のことであった。

県は、同年8月8日の第13回三者協において、訓練による水質汚染はないとしても、県民の心情から好ましいことではなく、訓練が再び実施されると県民との相互信頼関係が根本から損なわれかねないことから、ダム貯水池での訓練を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官からは、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、との回答があった。その後、米軍は、北部4ダムでの訓練を実施していない。

## エ 返還計画・跡利用計画

### (ア) 返還計画

平成8年12月2日のSACO最終報告では、平成14年度末までを目途に北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール(39.87km<sup>2</sup>))を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール(1.59km<sup>2</sup>))に

ついでに共同使用を解除することが合意された。なお、当該返還に当たっては、次の2つの条件が付けられている。

①北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール（380,000㎡））及び水域（約121ヘクタール（1.21km<sup>2</sup>））を提供する。

②7カ所のヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

なお、特定の貯水池とされる部分については、普久川ダム（約48ヘクタール（480,000㎡）、全部返還）、安波ダム（約56ヘクタール（560,000㎡）、全部返還）、福地ダム（約56ヘクタール（560,000㎡）、一部返還）の3ダムである。

その他、SACO最終報告では、安波訓練場について、前述の北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、共同使用が解除されることも合意され、平成10年12月に前述した返還条件①と同時に実施された。

返還条件②については、防衛施設庁は、沖縄県環境影響評価条例に準拠して、ヘリコプター着陸帯の移設が自然環境に及ぼす影響について予測・評価を実施した後、平成19年7月に3カ所のヘリコプター着陸帯移設工事に着手した。なお、平成18年2月の日米合同委員会において、残余の部分に建設するヘリコプター着陸帯を、7カ所から6カ所に変更することが合意されている。

#### (イ) 跡利用計画

##### a 国頭村

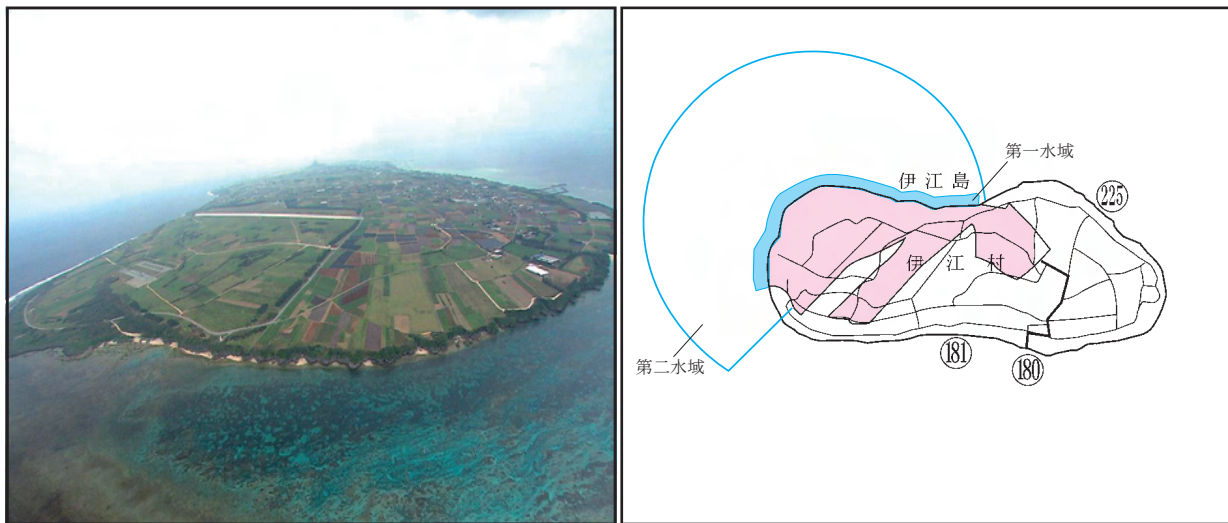
国頭村が平成13年8月に策定した「北部訓練場・安波訓練場跡地利用計画」では、①自然環境の保全、継承、活用、②地場産業の振興、定住の促進、③新たな価値を生み出す観光の創出、村内の均衡ある利用の展開、を基本方針に、訓練場跡地を中心に展開するプロジェクトイメージが、調査検討を重ね策定されている。

##### b 東村

平成5年に返還された高江地区内の1.65平方キロメートルについては、平成8年1月に、東村高江地区返還軍用地跡地利用計画の概要調査が行われた。これによると、①自然環境の保護・保全エリア、②沿道サービスエリア、③自然林滞在エリア、④生態系利活用型産業エリア、⑤溪流アドベンチャーエリア、の5つのエリアに区分され、跡地利用計画の指針が示されている。

また、平成8年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半の返還が合意されたのを受けて、平成9年3月には、既返還地と新たに合意された地域を含めて、北部訓練場跡地利用基本構想が定められており、大きく分けて、「自然環境保存ゾーン」と「自然環境活用ゾーン」の2つのゾーンが設定され、自然環境活用ゾーンの拠点施設として、亜熱帯自然保護センター（仮称）の整備が計画され、平成13年度には基本構想策定調査が行われた。

(2) FAC6005 伊江島補助飛行場 (Ie Jima Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：伊江村 (字西江上、字西江前、字東江上、字東江前、字川平)

(イ) 面積：8,015千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
伊江村	1,454	64	368	6,130	8,015

(ウ) 地主数：1,323人

(エ) 年間賃借料：14億7百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：航空管制塔、管理事務所、宿舎、倉庫、消防舎ほか

○工作物：滑走路、射爆撃場、ヘリ・パッド、アンテナ、汚水処理装置、車両給油所、ハリア・ストリップ、その他

(カ) 基地従業員：MLC 21人

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊、陸軍（特殊部隊）、空軍、海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所

○使用条件：

a 使用時間

(a) 第1水域

常時使用

(b) 第2水域及び空域

・空対地射爆撃

月曜日から金曜日 午前6時から午後11時まで

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後11時まで

・パラシュート訓練

月曜日から金曜日 午前6時から午後9時30分まで

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後9時30分まで

・重量物投下訓練

月曜日から金曜日 午前6時から午後9時30分まで

(1日当たりの訓練合計時間を6時間30分に制限)

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後9時30分まで



(1日当たりの訓練合計時間を6時間に制限)

※平成11年10月21日及び平成12年8月24日の日米合同委員会合意で使用条件を変更

b 用途

- (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
- (b) 第2水域及び空域においては、2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物投下を含むパラシュート訓練を行う。

c 通告の方法

現地合衆国当局は、第2水域を使用する予定がない場合には、その3日前までに現地防衛施設局へ通告する。

d 制限の内容

- (a) 第1水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も許可しない。合衆国政府は、第2水域における合衆国軍隊の使用期間中を除き、第1水域における漁業、貝の採取及び海草の採取を制限しない。
- (b) 第2水域は、合衆国政府による使用期間中はその排他的使用のために制限される。日本国政府は、陸上の目標区域への進入を妨害するあらゆる建設又は継続的投錨を許可しない。漁業のための現地調整を行うことが認められる。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は本部半島の北西約9キロメートルに位置する伊江島の北西部にあり、施設の北西部にハリアーパッド、西側には射爆撃場、滑走路、東側には通信施設、兵舎、事務所等がある。村面積の35.2パーセントを占めるこの施設内には、真謝集落で約155戸、西崎集落で約240戸の住宅が所在する特異な形態となっている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	1千㎡	昭47.5.15
○伊江村	水道事業取送配水施設用地	4千㎡	昭47.5.15
	水道事業貯水施設用地	11千㎡	昭48.2.8
	休憩所用地	0千㎡	昭49.4.4
	公民館用地	0千㎡	昭56.11.19
	農業用溜池用地	0千㎡	平元.4.1
○沖縄県	農業用かんがい施設用地	44千㎡	昭49.5.9
計 3人	7件	60千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

年月日不詳	旧日本軍により飛行場建設用地として接收。
昭和22年3月	一部が解放され居住開始。
昭和28年	真謝、西崎両区の土地が射爆撃場建設のため接收通告される。
昭和29年	射爆撃場建設。
昭和30年	キジャカ原に通信施設建設。
昭和36年	通信施設に支障があるとして、キジャカ原の民家41戸の立退き問題が起こる。
昭和40年4月15日	約15,000㎡を返還。
昭和45年6月30日	約5,037,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全部返還を合意。
昭和52年3月31日	海洋博覧会関連飛行場用地として、土地約6,000㎡を返還。
昭和57年5月14日	公用地暫定使用法の期間満了に伴い、未契約地約44,000㎡を返還(第16回安保協合意分)。
昭和59年8月28日	保安施設として、工作物(囲障等)を追加提供。
昭和60年4月1日	ACMI設置に伴い、訓練空域の一部(第2区域(領域内))を返還、一部(第2区域(領域外))を廃止。
昭和62年5月14日	特措法適用の土地約2,000㎡を返還。
平成元年8月7日	施設管理権が空軍から海兵隊に移管するとともに、ハリアーパッドの建設工事を開始、同年10月末に完成。
平成2年7月6日	保安施設として、工作物(囲障)を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練が伊

	江島補助飛行場へ移転することを合意。
平成10年3月26日	通信施設として、建物約100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年10月21日	日米合同委員会において、パラシュート降下訓練の増加に対応するため、使用条件を変更。
平成12年8月24日	日米合同委員会において、重量物投下訓練の使用条件を変更。
平成15年8月26日	工場等として、建物約800㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	門等として、工作物（門等）を追加提供。

## ウ 周辺状況等

### （ア）地域との関わり

伊江島補助飛行場の所在する伊江村の面積は22.77平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は5,110人となっている。島の西側からほぼ中央に位置するこの施設は、村面積の35.2パーセントを占めており、その周囲は農用地としての土地利用がなされているが、南側では集落と隣接しており、パラシュート降下事故が発生している。

伊江島の北海岸は約60メートルの断崖絶壁が重なり、南側にかけて緩傾斜の地形となっており、島の中央やや東よりには、伊江島のシンボルである城山(172m)がそびえている。

肉用牛、葉たばこ、花き園芸生産額は県内でも上位を占めている。

### （イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

伊江島補助飛行場及び帰属する訓練水域や空域では、復帰後、平成19年12月末までの間に沖合での墜落事故が3件、パラシュート降下訓練中のフェンス外への落下等を含む落下事故が22件、その他が9件発生している。また、射爆撃訓練による原野火災が1件あり、県や村は、米軍及び沖縄防衛局に対して、事故の再発防止を強く申し入れている。

＜伊江島補助飛行場及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等＞

昭和49年7月10日	演習終了後、射爆場内で草刈りをしていた地元青年を、米兵が信号用ピストルで狙撃。青年は左手首を負傷。
昭和50年6月2日	夜間訓練中の嘉手納飛行場所属F-4ファントム機が、伊江村真謝の約3マイル沖の海上に墜落。乗員2人行方不明。
昭和52年11月1日	嘉手納飛行場所属のF-4ファントム機が伊江島沖で墜落。乗員2人行方不明。
平成元年3月14日	嘉手納飛行場所属HH-3ヘリコプターが、伊江島の南方約18kmの海上（訓練空域外）に墜落。3人死亡、2人が救助された。

### （ウ）重量物投下訓練問題

平成8年12月のSACO最終報告で、読谷補助飛行場で実施されていたパラシュート降下訓練が、伊江島補助飛行場へ移転することが合意され、平成11年3月に、伊江村が訓練の移設受け入れを表明した。その後、平成12年7月から訓練が正式に移転され、パラシュート降下訓練等が増加した。同施設での訓練の増加に伴い、訓練に伴う事故も増加し、平成14年10月に発生した重量物投下訓練の提供施設外への落下事故を契機に、県は、同施設での重量物投下訓練の廃止について、米両政府に対し働きかけを行ったが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から同訓練を再開した。

## エ 返還計画・跡利用計画

### （ア）返還計画

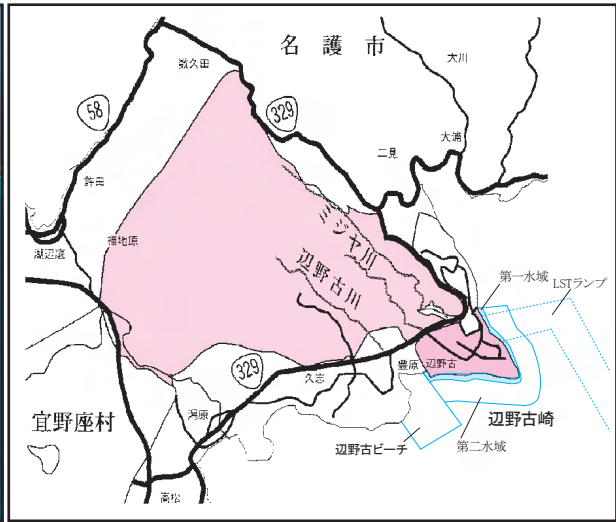
昭和51年7月8日の第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全面返還が合意され、村当局も返還要請を行っていたが、地元の地主会から、昭和57年6月に当該施設の継続使用が要請され、昭和60年7月の地元地主会全会一致の決議、要請を受け、同年8月に県も地元の意向を配慮することを確認した。

平成元年5月、国頭村で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設について、伊江村当局が条件付きで受け入れを容認、これを受けて米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成した。従って、現時点で第16回日米安全保障協議委員会で合意された返還の実現の目途はたっていない。

### （イ）跡利用計画

伊江村では、平成9年3月に、「交流の未来が広がる花の島～自然とのふれあいを基調とした保養・福祉・交流環境の創造～」を理念とした跡地利用計画構想（案）を策定した。この構想（案）では、整備計画のコンセプトが3案（第1案：アグリミュージアムの形成、第2案：体験型臨空リゾートの形成、第3案：臨空スポーツリゾートの形成）提案されている。

(3) FAC6009 キャンプ・シュワブ (Camp Schwab)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶）  
宜野座村（字松田）

(イ) 面積：20,626千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	173	1,946	13,048	5,261	20,427
宜野座村	108	20	71	—	199
合計	281	1,966	13,119	5,261	20,626

(ウ) 地主数：528人

(エ) 年間賃借料：24億7千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：司令部等、食堂、劇場、体育館、将校クラブ、下士官クラブ、医療建物、宿舍、兵器処理工場、倉庫、管理事務所、消防舎、訓練用建物、電話交換所、車両整備工場、機器整備工場ほか

○工作物：消火施設、車両ゲート、ヘリ発着場、LST（上陸用船艇）揚陸場、貯油タンク、貯水タンク、防波堤、競技用コート、射撃場、灯台、給油所、監視塔ほか

(カ) 基地従業員：246人（MLC 170人、IHA 76人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：第3海兵遠征軍第3海兵師団（第4海兵連隊及びれい下ローテーション4個大隊、戦闘強襲大隊及びれい下ローテーション軽装甲偵察中隊及び水陸両用車中隊）、その他（陸軍、海軍、空軍がレンジ等を使用）

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：宿舍、管理事務所及び訓練場

○使用条件：

a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練区域への立入り、賠償責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

b 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は、指定された野外射撃場地区で行われる。実弾又は不活性弾はこの施設・区域内に航空機から投下又は発射されない。

c 使用時間

(a) 第1水域、第2水域、キャンプ・シュワブLSTランプ、下水管及び空域については常時使用。



(b) 第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

(c) 辺野古ビーチについては必要に応じて毎日。

#### d 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2及び第3水域並びに辺野古ビーチは、水陸両用訓練のために使用される。実弾射撃は実施しない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。

(c) キャンプ・シュワブのLSTランプは、水陸両用訓練のため使用される。海に向かって500メートルを超えて実弾射撃は実施しない。水中爆破は認められない。

(d) 下水管区域は、汚水処理のため使用される。

(e) 空域は、計器訓練及び水陸両用訓練に使用する。

#### e 通告の方法

(a) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛施設局に通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。

(b) 現地合衆国当局は、辺野古ビーチの使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

#### f 制限の内容

(a) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。

(b) 第2水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、網漁によらない小規模漁業は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(c) 第3水域内で、日本国政府は、継続的な投錨、係留、潜水、引揚げ作業、停泊又はその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、漁業を制限しない。

(d) キャンプ・シュワブLSTランプ内で、日本国政府は、潜水、サルベージ又はその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、航行及び漁業（網漁を除く）を制限しない。

(e) 辺野古ビーチ内で、日本国政府は、使用期間中において網漁を認めない。合衆国政府は、漁業及び航行が使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、それ以外のいかなる制限も課さない。

(f) 下水管区域内で、日本国政府は、継続的な投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

#### g その他

合衆国政府は、本施設・区域と海の間出入りのため辺野古川の使用を認められる。この川に対していかなる損害も与えないようあらゆる予防措置を講じる。

#### ○その他：

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用がある施設及び区域として提供されることなどが合意されている。

#### (ウ) 施設の現状及び任務

キャンプ・シュワブは、国道329号より内陸側の名護市の久志岳を中心とする山岳・森林地帯からなる「シュワブ訓練地区」と、名護市辺野古の国道329号より東側海岸地域の「キャンプ地区」からなっている。

シュワブ訓練地区は、中部訓練地域（Central Training Area）と呼ばれる大きな演習場の、おおむね県道108号線以北の部分であり、以南は、キャンプ・ハンセン訓練地区に属する。さらにキャンプ・シュワブには、LST（戦車揚陸艦）の揚陸用ランプ（斜面）と、水陸両用車の強襲揚陸演習のできる海兵演習場が付属しており、そのための訓練海域がある。

訓練地区は、A、B、C、D及びシュワブ着弾地区に細分され、A地区には50ポイント・ライフルレンジ及びピストルレンジが所在し、実弾射撃が行われている。B地区にはレンジ10、11及び12があり、他の地区で実弾射撃が行われている間は使用されない。C地区では実弾を使用しない部隊訓練及び戦術訓練が行われる。D地区には、沖縄県森林資源研究センターの実験地（約1.3km<sup>2</sup>）がある。演習場の中央に位置する久志岳の麓がシュワブ着弾地区であり、A、B両地区のレンジの着弾地区が設定されているほか、第3廃弾処理場がある。なお、この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

一般的に、重火器（50口径）の射撃訓練は、隊員の射撃技術の向上を目的として実施されているが、

キャンプ・シュワブにおいては、射撃範囲が極度に制限されているため、このような訓練はできず、武器の性能を知るための基礎訓練に縮小されている。また、演習場地区のほぼ真中を連絡道路が通っていて、県道108号線を横切ってキャンプ・ハンセン内連絡道路に通じている。

なお、同施設の訓練区域一帯は、沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養林等の機能を果たしている。

また、同訓練場内には、沖縄県の管理する一般県道108号線（使用面積3ha、使用開始昭和47.5.15）がある。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	送電線路用地	45千㎡	昭55.10.23
○名護市	水道施設用地	2千㎡	昭47.5.15
	農業用ダム及び進入路用地	49千㎡	昭61.5.1
	導水管及び河川用地	4千㎡	平3.1.10
	農業用水ダム施設用地	155千㎡	平7.12.20
○陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	7,077千㎡	昭50.12.4
計 3人	7件	7,332千㎡ + 水域72千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和31年11月16日	「キャンプ・シュワブ」として使用開始。
昭和32年7月1日	「キャンプ・シュワブ訓練場」として追加使用開始。
昭和34年7月1日	「キャンプ・シュワブLST係留施設」として追加使用開始。
昭和46年6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により訓練区域の一部約1,043,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	3施設が統合され「キャンプ・シュワブ」として提供開始。
昭和50年5月19日	沖縄自動車道用地として土地約70,000㎡を返還。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地の無条件（国道329号沿い）及び一部用地の条件付き（辺野古川付近進入路部分）返還を合意。
昭和52年1月27日	辺野古地先の民有地100㎡（訓練場）と工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲートと表示板6個）を追加提供。
昭和54年4月13日	事故対策として、M85機関銃用射角制御装置を設置。
昭和55年9月20日	事故対策として、M2（50口径機関銃）用射角制御装置をレンジ10に設置。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物4,323㎡と工作物（舗床等）を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設等の返還に伴う代替施設）。
昭和56年3月31日	事故対策として、着弾地にバックストップを設置。
昭和57年6月1日	在沖米軍は、第5回三者協の席上、読谷村上空で行われていたヘリコプターによる兵員宙づり訓練について、今後キャンプ・シュワブとその水域上空で実施し、民間上空では行わないと言明。
昭和58年1月31日	国道329号沿い及び辺野古川付近進入路部分の土地約180,000㎡を返還（第16回安保協合意の部分）。
昭和58年10月31日	水域の一部（松田慶武留川付近）約18,900㎡を返還。
昭和58年11月1日	汚染処理施設等として、建物約180㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年2月16日	道路等として、建物約40㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和59年10月5日	宿舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	宿舎として、建物約5,900㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年7月	消火用貯水池が完成。
昭和60年9月10日	倉庫等として、建物約5,200㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月2日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年10月31日	辺野古漁港用水域として水域の一部（豊原付近、第5区域内）約45,000㎡を返還。
昭和62年2月5日	防火施設等として、工作物（池井等）を追加提供。
昭和62年11月27日	電話交換所として、建物110㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年2月8日	隊舎等として、建物2,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（国道329号沿いの土地（第16回安保協了承部分））の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることを確認。
平成2年6月30日	国道329号拡幅用地として、土地（辺野古付近）約18,000㎡を返還。

平成2年11月30日	国道329号改良工事のため、一部用地約1,000㎡を返還。
平成2年 秋	第3軽装甲歩兵大隊がカリフォルニア州29パームスに、1個両用攻撃中隊が米本土に移駐。また、第1無限軌道車大隊の戦車中隊が解隊、同大隊は第1装甲攻撃隊に名称変更。
平成3年5月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約2,000㎡を返還。
平成3年9月12日	土砂流出防止用ダム等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成4年5月14日	倉庫として、建物約2,800㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成4年9月24日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
平成4年 秋	第1装甲攻撃大隊を再編、名称を戦闘支援群に変更。
平成5年3月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約5,100㎡を返還。
平成5年9月27日	隊舎として、建物約17,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成6年11月25日	隊舎として、建物約6,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年6月1日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成8年4月30日	水域約131,000㎡を返還。
平成8年9月30日	旧植樹祭候補地約149,000㎡（辺野古付近：県有地）を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年7月15日	診療所等として、建物約2,500㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年3月31日	沖縄電力の変電所変圧器の収納庫建設用地として、国道329号沿いの土地約520㎡を返還。
〃	辺野古漁協による海岸保全整備のため、水域約32,000㎡を返還。
平成14年2月7日	工場等として、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	更衣棟等として、建物約750㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年3月26日	食堂等として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年2月9日	厚生施設等として、建物約3,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成17年2月28日	国道329号用地（線形変更）として、土地約1,000㎡を返還。
平成17年11月10日	管理棟等として、建物約2,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成18年2月3日	保安施設として、工作物（諸標）を追加提供。
平成18年7月14日	諸作業装置等として、工作物（諸作業装置等）を追加提供。
平成19年3月29日	倉庫等として、建物約3,700㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

## ウ 周辺状況等

### (ア) 地域との関わり

キャンプ・シュワブの所在する名護市の面積は約210.29平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は59,463人である。名護市にはほかに八重岳通信所、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1パーセントとなっている。

宜野座村の面積は約31.32平方キロメートル、人口は5,042人である。なお、同村には、キャンプ・シュワブのほかキャンプ・ハンセンが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、50.7パーセントとなっている。

### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

キャンプ・シュワブにおいて、使用される主要火器50口径重機関銃の最大射程距離が6.7キロメートルであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約6.3キロメートル、南北の長さが3.6キロメートルと小規模である。

このため、昭和50年代には、機関銃弾等が、周囲の住宅、学校等民間地域に被弾する事故が度々発生した。そのため、昭和54年4月にM85機関銃用射角制御装置が設置されたほか、昭和55年の第2回三者協において、跳弾防止対策として那覇防衛施設局がバックストップや射角制御装置を設置することが確認され、その後、昭和56年3月以降に105ミリ戦車砲用バックストップやM2機関銃弾用跳弾防止装置が設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があり、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請している。

なお、県は、平成14年7月に発生した名護市数久田区のパイン畑へのM2重機関銃からの被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ演習場レンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃訓練の廃止を日米両政府に要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

また、キャンプ・シュワブでは、訓練区域や廃弾処理施設において、復帰後、平成19年12月までに原野火災が58件発生している。シュワブ訓練区域の火災防止対策については、三者協において協議を



重ね、消火用貯水池が設置されている。しかし、着弾区域内の不発弾について、爆発物処理部隊が月1回の定期処理と射撃後3日目に処理するものとされているものの、実状は、着弾地区内の不発弾が障害となり、防火帯の建設が困難なため、消防車が乗り付けて初期消火にあたることができず、演習中、1機のヘリコプターを普天間飛行場に常時待機させる等の消火体制をとっている。

＜キャンプ・シュワブ及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等＞

- 昭和48年2月26日 宜野座村城原区から2kmの山中に敷設された導水管が、海兵隊の演習の際切断され、約36時間にわたり断水。
- 昭和50年4月1日 廃弾処理に伴う爆風、振動によって、名護市久辺地域で器物が落下。地域住民が負傷。
- 昭和50年6月 施設の汚水沈殿槽が機能せず、海域約260m先まで敷設されているコンクリート溝からし尿等が海域へ排出、大浦湾及び辺野古崎周辺の刺網等の漁具に被害を及ぼした。
- 昭和52年10月1日 キャンプ・シュワブに隣接する名護市管理の辺野古浄水場に米兵が侵入し、爆竹を用いて薬品注入パイプを損壊。事件後、侵入防止策としてフェンスが設置された。
- 昭和52年11月26日 廃弾処理場入口付近の民間地域にあるゴミ捨て場に化学薬品が不法投棄され、雨で流れ出し、名護市豊原一帯の川や水たまりが緑色に汚染された。
- 昭和53年4月22日 名護市数久田区の住民地域から約350m離れた海岸で、演習の際に着弾地から跳弾した訓練用曳光弾が発見された。
- 昭和53年12月29日 名護市許田区の民家、畑、道路等に、演習中の海兵隊の水陸両用車から数十発の機関銃弾が打ち込まれた。訓練の実施に関する規定の運用に判断の誤りがあり、水陸両用車の機銃射角が誤って設定されたことが原因。
- 昭和54年5月30日 宜野座村の民家の豚舎近くの電柱の側に、米軍の照明弾が落下。
- 昭和54年6月22日 キャンプ・シュワブから普天間飛行場向け飛行中の同飛行場所属CH-46兵員輸送用ヘリコプターが名護市豊原の畑に不時着（作物の植え付けなし）。
- 昭和54年8月2日 米軍の軽機関銃によるとみられる弾丸が、名護市の養豚畜舎の小型アルミ製水槽に打ち込まれた。
- 昭和55年3月5日 宜野座村の民家の庭先に、パラシュート付き信号筒が落下。
- 昭和57年11月26日 午前11時から午後1時にかけて実施された海兵隊による軍事演習で、ハリヤー機、攻撃ヘリ、水陸両用戦車及び模擬爆弾が使用され、小中学校の授業が中断されるなど騒音被害が発生。
- 昭和58年2月3日 キャンプ・シュワブ水域を使用した上陸演習の際、海兵隊のA4スカイホーク機やCH-53ヘリコプターが辺野古や久志の住宅地域上空を低空飛行し、爆音で学校の授業が中断。
- 昭和58年3月5日 普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプターが点検のため名護市豊原の原野に不時着。
- 昭和58年9月21日 海兵隊輸送大隊所属のトレーラーが、M60戦車を積んでキャンプ・シュワブから那覇港湾施設向け走行中、宜野座村松田の国道329号の急カーブにおいてガードレールを破損し、戦車がずり落ちて民家のひさし、屋根瓦等を破損。
- 昭和59年5月16日 金武ブルー・ビーチ訓練場からキャンプ・シュワブへ向かう途中の水陸両用車が通常のコースからはずれ、宜野座村漢那沖のリーフで珊瑚礁の一部を破損。
- 昭和59年5月18日 演習場内で訓練中のM60A1型戦車から発射されたM85重機関銃弾が、名護市許田の農道で停車中のダンプトラックに命中し、ラジエター、クーラー、フロントパネルを損傷。
- 昭和59年10月31日 普天間飛行場所属のCH-53Dヘリコプターが、キャンプ・シュワブから北部訓練場へ飛行中、その後部ドアが名護市天仁屋のきび畑に落下。
- 昭和62年10月27日 国道58号を恩納村から名護市向け走行中のタクシーの右フェンダーに、50mm口径機関銃弾が命中。10月30日には、同国道の許田北方2kmの地点で、同種の銃弾が発見された。いずれもレンジ10からの被弾の可能性があったため、海兵隊は同レンジでの50mm口径射撃訓練の中止を決定。
- 平成2年1月10日 キャンプ・シュワブ所属の5トントラックが、約22kgの弾薬を積載したセミトレーラーを牽引して中部訓練場に行く途中、名護市辺野古の国道329号で滑走し、ガードレールを越えて民家のブロック塀に突っ込み横転。
- 平成2年11月29日 厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSF-2Hシーズプライトヘリコプターが那覇の北東46kmの海上に墜落。

平成4年5月21日	キャンプ・シュワブ演習場で、米軍による戦車道拡張工事が進められていることが確認された。
平成5年9月28日	安部区にある離れ島（通称：オール島）に米軍ヘリが離発着。
平成6年5月12日	ゲートで米軍トレーラーがバランスを崩してパンク、国道329号をふさぐ形で停車し数時間にわたり交通規制が行われた。
平成6年11月16日	キャンプ・シュワブ内で、普天間基地所属のUH-1ヒューイ輸送連絡ヘリコプターが通常訓練中に着陸に失敗して墜落。米兵1人死亡、4人重軽傷。
平成6年12月5日	第7艦隊、第3海兵隊遠征軍及び第18航空団の三軍合同演習が実施され、演習が実施された民間地域では米軍戦闘機による爆音、特に地域の小中学校では授業が中断する等の被害が報告された。
平成6年12月15日	米軍の大型貨物自動車はキャンプ・シュワブ基地へ向け進行中、ギアチェンジの際に車輪がロック状態となり横滑りを起こし、歩道横の電柱をなぎ倒し、3m下の土手に転落。
平成8年10月2日	午後8時55分頃、普天間基地所属のCH-46ヘリコプターが名護市嘉陽小学校前の海岸に不時着。
平成8年12月16日	キャンプ・シュワブ水域において、米軍水陸両用車2台が上陸訓練中に機械系統が故障し、沈没。乗組員は、全員救助された。
平成9年6月19日	午前9時45分頃から午後10時30分頃まで、米軍ヘリコプター2機が大浦湾上空を旋回飛行し、地域住民に騒音被害を与えた。
平成10年8月13日	名護市のキャンプ・シュワブ沖の大浦訓練区域で、パラシュート訓練に参加していた隊員が事故により死亡。
平成12年4月27日	在沖海兵隊の水陸両用車6台がキャンプ・シュワブから宜野座村潟原までの移動の際、提供水域外の共同漁場へ進入しサンゴ礁等を損壊。
平成14年2月8日	キャンプ・シュワブ沖海底から、米軍の空砲模擬弾17個、空砲銃弾16箱が発見された。
平成14年4月7日	宜野座村松田において、米軍の水陸両用車2台が訓練移動中に民間道へ進入。
平成14年7月23日	名護市数久田区のパイン畑で、キャンプ・シュワブ内のレンジ10から発射されたと思われる50口径M2重機関銃の弾丸が発見された。
平成14年8月2日	普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、3発中の1発のエンジントラブルにより、宜野座村松田の海岸に不時着。
平成14年10月29日	キャンプ・シュワブ内モータープール（車両整備場）の油分離槽から約35ガロンの油が流出（施設外への流出はなし）。
平成15年4月17日	キャンプ・シュワブ水域内で、水陸両用車が沈没。
平成17年6月6日	キャンプ・シュワブからキャンプ・ハンセンへ移動中の水陸両用車14台のうち3台に機械トラブルが発生、支援の2台を含め計5台が、旧宜野座ビーチ（施設外）に上陸。その後、水陸両用車が潟原進入路からキャンプ・ハンセンへ入る際、沖縄自動車道上の高架橋を損壊。
平成17年6月9日	水陸両用車1台が辺野古漁港の沖合に水没。同車両は、7月15日に引き上げられた。
平成18年5月22日	海兵隊のボート4隻が、制限水域外の宜野座漁港から漢那漁港にかけてのリーフ内にあるモズク養殖場の上を、2回にわたり航行した。

## エ 返還計画・跡利用計画

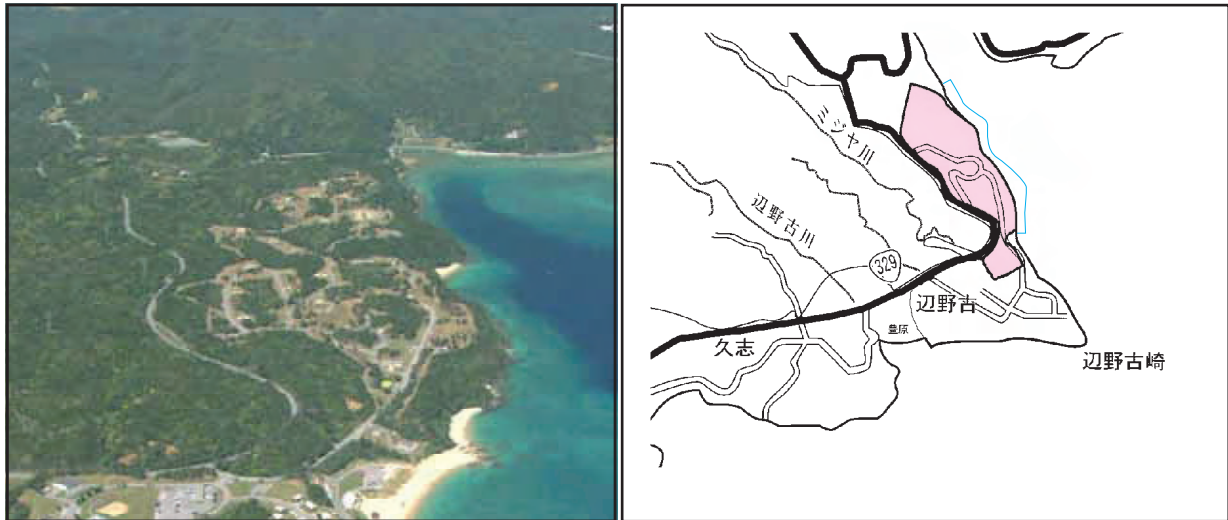
### （ア）返還計画

なし。

### （イ）跡利用計画

策定されていない。

(4) FAC6010 辺野古弾薬庫 (Henoko Ordnance Ammunition Depot)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市 (字二見、字辺野古)

(イ) 面積：1,214千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	3	—	1,039	171	1,214

(ウ) 地主数：49人

(エ) 年間賃借料：1億7千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：隊舎、事務所、宿舎、工場、弾薬倉庫、避難所ほか
- 工作物：保安柵、汚水・排水溝、テニスコート、駐車場、浄化槽、警報装置、ガススタンド、変電所ほか

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：第3海兵兵站群第3補給大隊弾薬中隊

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

- 使用主目的：弾薬庫
- 使用条件：
  - 水域は、陸上施設の保安のため使用される。
- その他：
  - 水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も認めない。合衆国政府は、本水域内において漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設はキャンプ・シュワブの北側に隣接し、大浦湾に面した小高い海岸台地に広がっており、海兵隊の弾薬庫として使用されている。弾薬庫の多くは覆土式で、約3分の1は地下弾薬庫の種類、性能がわかるように、文字、数字が表示されている。

辺野古弾薬庫を使用している第3補給大隊は、第9旅団役務支援群に所属していたが、同支援群が平成4年春に解隊されたため、現在ではその上部組織である第3海兵兵站群 (司令部＝牧港補給地区) の直轄下にある。



## (エ) 共同使用の状況

## a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

## b 地位協定第2条第4項(b)：なし

## (オ) 沿革

昭和31年	「辺野古弾薬庫」、「辺野古海軍弾薬庫」として使用開始。
昭和47年5月15日	2施設が統合され、「辺野古弾薬庫」として提供開始。
昭和52年6月15日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
平成2年6月30日	国道329号改良用地約5,000㎡(辺野古付近)を返還。
平成3年5月31日	国道329号改良用地約140㎡(辺野古付近)を返還。
平成5年11月4日	隊舎等として、建物約7,500㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
平成12年10月31日	管理棟として、建物約490㎡と工作物(水道等)を追加提供。

## ウ 周辺状況等

## (ア) 地域との関わり

辺野古弾薬庫の所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、八重岳通信所とキャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・シュワブの項を参照。

## (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

辺野古弾薬庫に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

## (ウ) 危険区域の問題

平成11年12月27日、名護市長が普天間飛行場代替施設の受け入れのための基本条件として、辺野古弾薬庫の危険区域内に国道329号が現存することについて、その安全対策を講ずるよう求めたことから、政府は、平成11年12月28日、閣議決定において、辺野古弾薬庫地区の危険区域の問題について取り組むこととした。

防衛施設庁(当時)によると、平成13年12月に開催された実務者連絡調整会議(第6回)において、辺野古弾薬庫で運用されている爆発物安全量距離(日本の火薬取り締まり法規における保安距離に相当。以下「ESQD」)について、①家屋を対象とするESQDは、国道329号を除いて辺野古弾薬庫及びキャンプ・シュワブの施設・区域内に収められており、この中に保安物件の家屋(民家)は存在していないこと、②道路を対象とするESQDについても、全て辺野古弾薬庫の施設・区域内に収められており、国道329号はその中に入っていないこと、を確認した旨説明し、名護市の理解が得られたとのことである。また、その際、名護市から、引き続き厳重な注意を払って安全量距離等を遵守するよう米軍に申し入れてほしいとの要請があったことから、防衛施設庁(当時)は同年12月、米側に対し、名護市からの要請について申し入れを行ったとのことである。

## エ 返還計画・跡利用計画

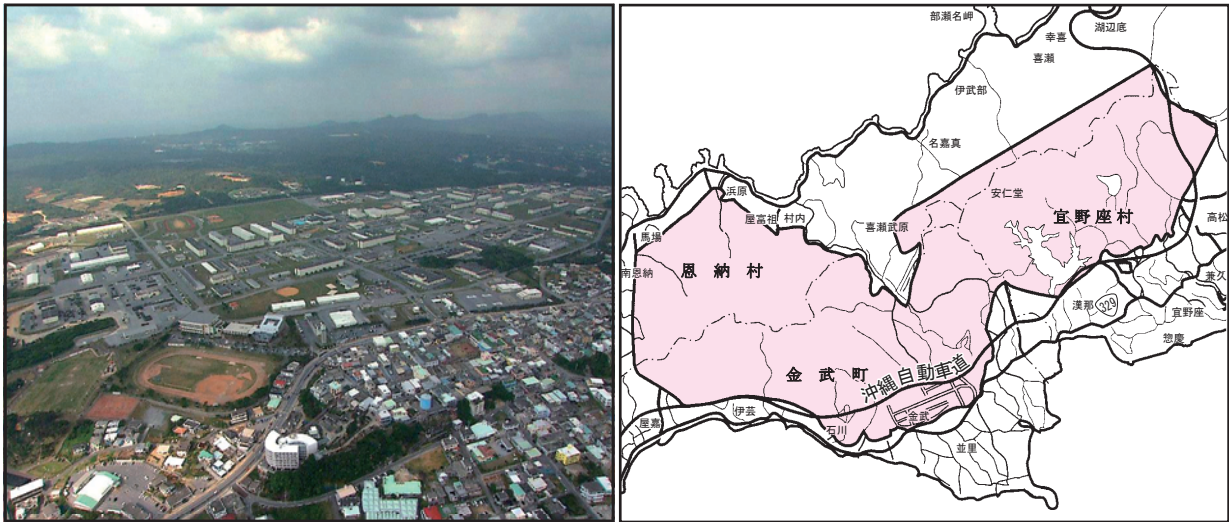
## (ア) 返還計画

なし。

## (イ) 跡利用計画

策定されていない。

(5) FAC6011 キャンプ・ハンセン (Camp Hansen)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：名護市（字久志、字喜瀬、字幸喜、字許田）  
 宜野座村（字松田、字宜野座、字惣慶、字漢那）  
 恩納村（字恩納、字喜瀬武原、字安富祖、字太田、字瀬良垣、字南恩納）  
 金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）

(イ) 面積：51,182千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	—	1,550	132	1,682
宜野座村	852	126	14,241	447	15,667
恩納村	179	—	9,851	2,356	12,386
金武町	966	60	14,468	5,954	21,448
合計	1,997	186	40,110	8,889	51,182

(ウ) 地主数：2,106人

(エ) 年間賃借料：70億8千8百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：大隊司令部等、事務所、診療所、矯正施設、将校宿舍等、銀行、管理棟、劇場、通信室、工場等、倉庫、警衛所ほか
- 工作物：標的場、運動場、汚水槽、保安柵、雨水排水溝、ヘリポート、外灯、アンテナ、都市型訓練施設、テニスコートほか

(カ) 基地従業員：563人（MLC 370人、IHA 193人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：第3海兵遠征軍（第3海兵師団第3戦闘工兵大隊・第12海兵連隊、第3海兵兵站群第3医療大隊・第9工兵支援大隊、本部群）、その他（陸軍、海軍、空軍がレンジ等を使用）

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

- 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- 使用条件：
  - a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。
  - b 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。ヘリコプター及び固定翼航空機による弾着区域に向けての空対地の実弾射撃が認められる。爆発物処理が許される。爆破訓練

は指定された射撃場内で行われる。

c 使用時間

- (a) 水域は、必要に応じて毎日。  
 (b) 空域及びR-177（イーズリー射撃場）は常時使用。

d 用途

- (a) 水域は水陸両用訓練に使用される。実弾射撃は行わない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのために信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない  
 (b) (高度2,000フィートまでの) 空域は、有視界飛行による航空機の運用のために使用される。  
 (c) R-177空域は、空対地訓練のために使用される。

e 通告の方法

現地合衆国当局は、水域の使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

f 制限の内容

- (a) 水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、漁業及び航行にいかなる制限も課さない。  
 (b) 本施設・区域内の出入路及び県道104号線の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

○その他

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、本施設及び区域内の指定された出入路及び104号線は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

なお、県道104号線越え実弾砲撃演習については、平成8年12月2日のSACO最終報告で、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止めることが合意され、平成9年3月7日の同演習を最後に、現在では実施されていない。

(ウ) 施設の現状及び任務

キャンプ・ハンセンは、国道329号沿いの金武町の市街地に面した「キャンプ地区」と、その背後の恩納村から名護市、宜野座村に連なる山岳部の「訓練地区」からなっている。米軍では、キャンプ・ハンセンの訓練地区とキャンプ・シュワブの訓練地区とを合わせて「中部訓練地域」(Central Training Area (CTA))と呼んでいる。

ハンセン訓練場は、CTA1a~1c、2a~2g、3a~3f、5a~5fに細分され、3c、3f及び5地区を除いた地区では実弾射撃は行わず、一般演習場として部隊訓練か戦術訓練が行われる。

ハンセン着弾区域は、恩納岳、伊芸岳、金武岳、ブート岳を擁し、キャンプ地区の西部に隣接している。3c、3f及び5地区のレンジの着弾地が設定されているほか、第1廃弾処理場がある。第1廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

キャンプ地区には、第3海兵遠征軍直轄の司令部役務大隊トラック中隊、第3海兵兵站群第9工兵支援大隊、第7通信大隊のほか、第31海兵遠征部隊、歩兵大隊(UDP)が駐留している。

施設内には、海兵下士官養成のための師団学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。また、診療所、歯科、銀行、郵便局、兵舎、運動場などのほか、ボーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

なお、同訓練場内には沖縄県の管理する一般県道104号線(使用面積約5ha、使用開始昭47.5.15)があるが、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経していないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同訓練場には、同県道のほか、鍋川ダム導水路、企業局の導水管など県の行政財産が提供されている。

また、同施設の訓練区域一帯は沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養林の機能を果たしているが、キャンプ・ハンセンには145ヘクタールの国有林のほか、市町村有林およそ4,000ヘクタールがあり、これらは、名護市、宜野座村、恩納村及び金武町の森林面積計20,000ヘクタールの約5分の1を占めている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	105千㎡	昭47.5.15
	送電線路用地	81千㎡	昭55.10.23



第8章 基地の概要

○沖縄県企業局	電柱等用地	0千㎡	平元. 3. 1
	水道施設用地	5千㎡	昭47. 5. 15
	導水管用地	3千㎡	昭49. 5. 23
	送水管用地	0千㎡	昭55. 8. 28
	導水管用地	5千㎡	昭55. 10. 9
	送水管用地	6千㎡	昭60. 10. 17
○陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	3, 151千㎡	昭50. 12. 4
○沖縄県	導水管等用地	17千㎡	昭51. 8. 12
	配水管用地	1千㎡	昭55. 8. 28
○恩納村	農業用ダム用地	115千㎡	昭58. 10. 6
	農業用ダム用地	73千㎡	昭51. 8. 12
	洪水調整ダム用地	18千㎡	昭54. 4. 19
	ダム用地	45千㎡	昭57. 11. 4
	かんがい排水施設用地	3千㎡	昭59. 11. 29
	河川用地	8千㎡	昭61. 4. 1
	河川用地	6千㎡	平元. 4. 1
○宜野座村	ダム用地	12千㎡	平15. 7. 8
	ダム用地	11千㎡	平15. 7. 8
	導水管及び給水管用地	2千㎡	昭55. 8. 28
	水道管及び配水池用地	1千㎡	昭55. 8. 28
	ダム用地	26千㎡	昭56. 4. 9
	導水管用地	2千㎡	昭61. 9. 20
	ダム用地	53千㎡	平元. 4. 1
	農業用かんがい施設用地	5千㎡	平4. 4. 1
○金武町	導水管用地	2千㎡	平5. 5. 1
	廃棄物処理施設用地	7千㎡	昭59. 5. 17
	導水管及び配水管用地	0千㎡	昭60. 8. 8
	洪水調整ダム用地	149千㎡	昭61. 5. 26
	給水管用地	2千㎡	昭63. 6. 1
	河川用地	16千㎡	昭63. 8. 1
	河川用地	1千㎡	平元. 4. 1
	公共駐車場用地	2千㎡	平元. 6. 15
	道路用地	5千㎡	平2. 7. 1
	農業用かんがい施設用地	2千㎡	平4. 2. 1
	給水管用地	1千㎡	平4. 4. 1
	かんがい施設用地	8千㎡	平8. 2. 7
	○西日本電信電話(株)	給配水管用地	0千㎡
電話設備等用地		0千㎡	昭61. 11. 1
計 8人	40件	3, 949千㎡	
b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用			
提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
○漢那ダムの貯水池等	必要の都度	615千㎡	平14. 2. 7
(オ) 沿革			
昭和20年	米軍が飛行場を建設し使用開始。		
昭和32年	「キャンプ・ハンセン」として使用開始。		
昭和34年 2月22日	「キャンプ・ハンセン訓練場」として追加使用開始。		
昭和46年 6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、キャンプ・ハンセン訓練場区域の一部約177, 400㎡、キャンプ・ハンセンの一部約390, 600㎡を返還。		
昭和47年 5月15日	2施設が統合され「キャンプ・ハンセン」として提供開始。		
昭和50年 5月19日	沖縄自動車道用地約578, 000㎡を返還。		
昭和51年 7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地約1, 619, 000㎡(東シナ海側斜面部分)の無条件返還を合意。		
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物(囲障)を追加提供。		
昭和52年 5月19日	付属施設として、工作物(車両ゲート及び表示板16個)を追加提供。		
昭和56年 3月26日	隊舎として、建物約6, 432㎡を追加提供(那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴う代		

	替施設)。
昭和56年12月31日	金武町営グラウンド用地約49,000㎡を返還。
昭和57年9月20日	金武町屋嘉の農地開発のため、施設(レンジ5)進入路の変更に伴う道路約800㎡を追加提供。
昭和57年11月30日	金武町屋嘉の農地開発用地約3,000㎡を返還。
昭和58年6月30日	保安施設として、工作物(囲障等)を追加提供(県道104号線と産業道路沿い)。
昭和58年10月31日	国道329号改修工事のため、水域約11,000㎡を返還。
昭和58年12月2日	保安施設等として、汚水処理施設建物約500㎡と工作物(囲障等)を追加提供(伊芸区水源かん養林の標識用鉄柱を含む)。
昭和59年2月16日	排水施設等として、工作物(排水路等)を追加提供(宜野座ダム付近及びハンセン東側と国道329号を連結するもの)。
昭和59年5月25日	宿舎として、建物約12,300㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和59年8月28日	訓練施設等として、建物約30,000㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
昭和60年7月12日	保安施設として、工作物(囲障)を追加提供。
昭和60年7月23日	レンジ2～4までの間の防火帯が完成。総延長1,450m、幅員4m、セメント舗装。海兵隊予算。
昭和60年9月10日	倉庫として、建物約7,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物(アンテナ等)を追加提供。
〃	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年7月10日	矯正施設等として、建物約11,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約110㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
〃	油分離施設として、工作物2個を追加提供。
昭和63年3月10日	訓練場として、土地約7,200㎡(中川付近の民有地)を追加提供。
昭和63年3月31日	国道329号改良用地約570㎡を返還(屋嘉インター入口付近)。
昭和63年4月1日	県企業局用地跡の土地7,200㎡を追加提供。
昭和63年8月8日	在日米軍沖縄地域調整官が、三者協の席上、県道104号線越え実弾射撃演習について、小学校に近い3砲座は時間をずらして使用するなど教育環境に配慮していると言明。
昭和63年12月19日	道路等として、工作物(舗床等)を追加提供(レンジ6進入路の整備)。
昭和63年12月23日	在日米軍が、レンジ6の実弾射撃訓練の今後の取り止めを発表。
昭和元年3月23日	演習場として、約930㎡(中川付近の民有地)を追加提供。
平成元年3月31日	沖縄変電所用地約80㎡(金武町中川付近の民有地)を返還。
平成元年10月26日	隊舎として、建物約9,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年11月28日	道路として、公有地約3,300㎡を追加提供(310番台砲座進入路)。
平成2年3月31日	在沖米海兵隊が、平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設(コンバットタウン)が完成。実弾は使用しない。陸軍が、恩納村のレンジ21に建設していた都市型戦闘訓練施設が完成。
〃	道路用地として、一部(中川小学校付近の道路)約4,100㎡を返還。
平成2年5月16日	米軍は、レンジ21(恩納村)の都市型戦闘訓練施設で実弾射撃訓練を開始。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地(第16回安保協了承部分、軍転協返還要請部分)の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成2年夏	第1軽対空ミサイル大隊(約300人)が解隊。第3海兵遠征軍の防空任務は、普天間飛行場の第1海兵航空団に引き継がれた。
平成2年10月中旬	海兵隊はレンジ5で掩体壕建設を開始。当初、25カ所の射撃位置と6カ所の銃座が予定されていたが、一部の射撃位置が住民地域に向いているとの金武町の指摘を受けて、平成3年7月9日、中央の射撃位置4カ所と銃座1カ所の埋め戻し・不使用を明らかにした。
平成3年2月28日	熱帯果樹園用地約4,800㎡を返還。
〃	花卉園芸場用地約15,000㎡を返還。
〃	隊舎等として、建物23,000㎡を追加提供。
平成3年3月31日	店舗用地約400㎡を返還。
平成3年6月6日	給油施設等として、建物70㎡と工作物(貯槽等)を追加提供。
平成3年6月30日	歩道用地約600㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成3年7月9日	レンジ18(金武町)に遠隔交戦目標系攻撃訓練施設がほぼ完成。
平成3年9月12日	排水施設として、工作物(下水道)を追加提供。

平成4年1月31日	排水施設として、工作物（下水道）を追加提供。
平成4年3月12日	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成4年3月31日	住宅用地約600㎡（金武町の国道329号沿い）を返還。
平成4年5月14日	契約更新拒否用地1,593㎡（金武町の国道329号沿い）を返還。
平成4年5月15日	沖縄返還20周年記念式典のため訪日したクウェール米副大統領は、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去を決定したと発表。撤去作業は6月1日に開始、7月中旬に終了。
平成4年9月24日	保安柵等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成5年8月12日	米軍がGP311、312及び313の砲座を使用しての実弾射撃訓練の廃止を発表。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成6年3月8日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成6年9月6日	道路として、工作物（舗装等）を追加提供。
平成7年3月31日	ゴミ処理場用地約28,000㎡を返還。
平成7年5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場を返還するための措置として、宜野座ダムに隣接するドーデー地区に落下傘降下訓練の機能を移設すること、宜野座ダム（施設外）に救助艇を待機させることで合意。
平成7年5月30日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年9月27日	日米安全保障協議委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題について、分散・実施の方向で技術的、専門的検討を進めていくことで合意。
平成7年10月5日	日米合同委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題解決に向けて検討を行うための特別作業班を設置。
平成7年11月30日	ゴルフ場拡張用地約2,300㎡を返還。
平成8年7月3日	隊舎等として、建物約8,200㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、キャンプ・ハンセンで行われていた県道104号線越え実弾砲撃訓練は、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲撃訓練を取り止めることを合意。
平成8年12月31日	総合運動公園用地約34,500㎡を返還。
平成9年3月31日	牛舎用地約470㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用地約350㎡を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約950㎡を返還。
平成10年5月18日	倉庫等として、建物約20㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ瑞慶覧から移転。
平成11年1月22日	工場等として、建物約600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年3月25日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成11年7月15日	管理棟等として、建物約5,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年4月13日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成12年10月31日	土留等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成13年9月30日	民有地約60㎡を返還。
平成14年2月6日	漢那ダム建設工事のため、一部約839,000㎡を返還。返還合意にあたって、漢那ダムの湖水面の共同使用が返還条件となっている。
平成14年2月7日	訓練施設等として、土地約615,000㎡を追加提供。
〃	隊舎等として、建物約23,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	厚生施設等として、建物約6,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年3月26日	食堂等として、建物約4,200㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年8月28日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成16年8月26日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	厚生施設等として、建物約6,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成17年3月31日	宜野座ダム用地として、土地約680㎡を返還。
平成17年11月10日	工場等として、建物約1,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年2月3日	管理棟等として、建物約1,430㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年5月15日	管理施設等として、建物約7,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年7月10日	億首ダム用地として、土地約729,000㎡の返還を日米合同委員会において合意。



平成18年10月2日	工場等として、建物約8,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年11月24日	通信システムとして、工作物（通信装置）を追加提供。
平成19年3月29日	管理棟等として、建物約1,800㎡と工作物（境界標等）を追加提供。
平成19年4月26日	管理棟等として、建物約1,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成19年10月31日	運動施設等として、建物約3,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

## ウ 周辺状況等

### (ア) 地域との関わり

キャンプ・ハンセンの所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、八重岳通信所が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1パーセントである。詳しくはキャンプ・シュワブの項を参照。

恩納村の面積は50.80平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は9,635人である。恩納村には、キャンプ・ハンセンのほか嘉手納弾薬庫地区が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、29.4パーセントである。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、29.9パーセントである。

宜野座村には、キャンプ・ハンセンのほかキャンプ・シュワブが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、50.7パーセントに上っている。詳しくはキャンプ・シュワブの項を参照。

金武町の面積は37.75平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は10,619人である。金武町には、キャンプ・ハンセンのほかギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は59.4パーセント、このほか、同町に所在する航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場を加えると、防衛施設の占める割合は59.5パーセントとなる。

### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

#### a 実弾射撃訓練に伴う原野火災

宜野座村の区域を除いたキャンプ・ハンセンの訓練場では、実弾を使用した射撃訓練が実施されるため、発火性の高い照明弾や曳光弾から着弾地内の雑草に引火することになり、原野火災が度々発生している。県が確認したものとして、復帰後から平成19年末までに410件発生し、時には水源かん養林も延焼し、周辺住民に不安を与えている。

そのため、キャンプ・ハンセン訓練区域の火災防止対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来、協議が重ねられてきた。

昭和55年11月26日までに1,450ガロン用の消火バケツが6個に倍増・装備され、また、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸地区水源かん養林の境界を示す標識が4カ所に設置されている。昭和60年7月23日には、火災の大半が発生しているレンジ2～4までの間に、総延長1.45キロメートル、幅員4メートルのセメント舗装、雨水排水路付きの防火帯が米海兵隊予算20万ドルで完成した。

更に、平成14年から、火災が発生した場合に備え、普天間飛行場に消火活動のためのヘリコプター1機を常時待機させる体制がとられている。なお、ヘリコプターによる消火体制については、米側において、キャンプ・ハンセン内にヘリコプターを常時待機させることも検討されたが、整備上の理由により実現には至っていない。

#### b 実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾

キャンプ・ハンセンは、そこで使用される主要火器155ミリ榴弾砲の最大射程距離が約30キロメートルであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約13.5キロメートル、南北の長さが4.2キロメートルと小規模であり、周囲には住宅、学校等の集落が隣接しているため、昭和50年代には、砲弾等が民間地域や水源かん養林に落下する事故が度々発生した。

そのため、ハンセン訓練区域の安全対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来協議を重ねており、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸区水源かん養林の境界を示す標識が4カ所に設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があるため、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請した。

その後、平成8年12月2日のSACO最終報告において、県道104号線越え実弾砲撃訓練については、本土への訓練の移転を条件に訓練を中止することが発表され、平成9年6月16日の日米合同委員会において、沖縄での実弾砲撃訓練は事実上廃止されることが確定した。

#### <キャンプ・ハンセン周辺における復帰後の被弾事故>

昭和51年3月20日 沖縄自動車道上18.4kmポイント付近に、コースをそれた米軍の演習用照明弾2個が落下。

昭和53年4月13日 第1廃弾処理場で処理中の砲弾破片が、約1.5km離れた金武村伊芸の民家のコンクリート屋根のほか、児童公園など3カ所に落下。

- 昭和54年5月2日 金武町伊芸の沖縄自動車道のレストラン駐車場に、砲弾の破片が落下。
- 昭和54年5月14日 金武町伊芸の東和ゴルフ場グリーン内に、直系1.06mの9角形の白色落下傘付き照明弾が落下。
- 昭和54年11月5日 米兵のいたずらにより、民家の屋敷内に照明弾が落下。
- 昭和57年1月12日 金武町の2カ所の民家の屋根と橋の上から、大小5個の砲弾破片が発見された。
- 昭和60年4月10日 金武町内の民家屋上に設置された水タンクに、演習場から飛来した小銃弾が貫通。
- 昭和62年1月28日 県道104号線越え実弾射撃演習中、砲弾が空中で爆発、破片が民間地の金武町字金武の牛舎の屋根に落下。
- 昭和62年7月8日 レンジ6での実弾射撃演習の際発射されたM16ライフル銃弾が、金武町屋嘉の導水管を破損したため、翌9日の午前中から約11時間にわたって、228世帯の水圧が落ちた。
- 昭和63年10月15日 レンジ6から金武町伊芸の宅地へ、少なくとも2発のM16ライフル銃弾が撃ち込まれた。

c. 不発弾処理の問題

キャンプ・ハンセン演習場では朝鮮戦争が勃発した1950年以降、艦砲射撃、航空機による爆撃等の、実弾による激しい砲爆撃射撃演習が実施されている。現在では、40ミリてき弾等による実弾演習が日常的に行われており、その結果生ずる不発弾も相当の数になると思われる。

同演習場で原野火災が発生した場合には、不発弾の爆発の危険性があるため、地上からの消火活動ができず、ヘリコプターによる空中からの消火活動しかできないのが現状である。

演習場が返還された場合、自然環境を復元するために造林等の治山事業が必要であり、それらの事業を円滑に推進するためには、不発弾の処理が事前に適切に行われることが不可欠である。そのため、沖縄県では、演習場内の不発弾の分布状況やその処理方等についての情報提供を、機会ある度に米軍に求めてきたが、明確な回答はなく、米軍自体が把握できない程に状況が悪化しているのか懸念されるところである。

自衛隊が管理し、米軍も使用する日本本土の演習場では、実弾演習に伴う不発弾の適切な処理について、演習場の使用協定の中で取り決めがあり、演習の都度、あるいは定期的に不発弾の処理をしており、不発弾はほとんど存在しないといわれている。ハワイのスコーフールド演習場でも、不発弾は適切に処理されていると言われているが、沖縄の米軍演習場における不発弾処理の実態は、明らかではない。

沖縄戦での不発弾の処理は、戦後60年以上にわたり行われているが、全量の処理にはなお数十年を要するものと考えられている。キャンプ・ハンセンについても、たとえ演習場が返還されたとしても、その後の不発弾処理には、莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

キャンプ・ハンセンを含めて米軍が実弾を使用する沖縄の全射撃場について、返還後の不発弾処理対策が跡地利用の支障にならないよう、あらかじめ、日米両政府によって、不発弾処理が検討され、適切な対策が講ぜられる必要がある。

なお、SACO最終報告に合わせて米側から発表された資料では、キャンプ・ハンセンの不発弾処理に関して次のように述べられており、米軍は、現在も半年ごとに実弾演習場の清掃作業を実施し、その際発見される不発弾については、資格を有する不発弾処理要員が処理しているとしている。

【キャンプ・ハンセン内の弾着地からの不発弾除去手続き】

(SACO最終報告に合わせ米側が発表した資料)

キャンプ・ハンセン内の射場から不発弾を除去する射場清掃作業は、米海兵隊において定められた方針及び手続きに従って実施される。これらと同一の方針及び手続きは、およそ米海兵隊の弾着地を有する全ての基地において適用され、合衆国において他の軍種が運用する射場に適用される方針及び手続きと同等のものである。

沖縄の米海兵隊は、射場整備との関連で半年毎に射場清掃作業を実施する(ちなみに、この作業は、ノース・カロライナ州のキャンプ・レジュンにおいては半年毎に、カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトンにおいては1年ごとに行われる)。この作業中は、弾着地における全ての射撃及び訓練が約2週間停止される。資格を有する不発弾処理要員は、清掃作業中に発見された全ての不発弾を処理する。

不発弾の多くは、非常に古いものも含めて地中に埋まっており、浸食により絶えず地表に露出してくる。こうした場合には、不発弾処理要員は、不発弾を発見し次第処理する。

不発弾を処理するための特別の訓練を受けていない人員は、如何なる時にも弾着地の中に入ることが認められない。この作業に従事する全ての人員の安全に米海兵隊は強い関心を有する。

d 米軍人の綱紀の緩み

キャンプ・ハンセンに居住する海兵隊員の多くが単身赴任の若い隊員であるせいか、周辺の民間地域で海兵隊員による犯罪が度々発生している。昭和60年には殺人や婦女暴行、家宅侵入などの事件が頻発したため、県は、三者協の第10回（昭60. 2. 7）及び第11回（昭61. 2. 21）会合において、軍人の綱紀粛正の徹底について協議した。その結果、米軍は①米本国から優秀な隊員を派遣する、②社会秩序を乱すおそれのある隊員は強制送還する、③派遣前の隊員及び駐留している隊員の教育指導を強化する等により、事件の未然防止を図っていくことを約束した。

e その他の事件・事故

昭和50年代は施設境界の管理の不満から来る事故が発生していたが、最近では、提供施設内の建設工事に伴う赤土流出が発生している。

(ウ) 県道104号線越え実弾砲撃演習

キャンプ・ハンセンでは、金武町中川部落近くのガンポジションに砲座を設置し、約4キロメートル離れた金武岳、ブート岳等の恩納岳山系を着弾地として、105ミリ及び155ミリ榴弾砲の実弾砲撃演習が行われていた。

県道104号線越え実弾砲撃演習といわれるこの演習は、平成8年12月のSACO最終報告において、「本土の演習場に移転された後、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止める。」とされ、その後、平成9年6月16日、平成9年度における実弾砲撃演習の本土での実施スケジュールが日米合同委員会で承認されたことから、平成9年3月27日以降、沖縄での演習は事実上廃止された。詳しくは第2章第3節（27頁）及び第3章第3節（66頁）を参照のこと。

(エ) 都市型戦闘訓練施設等

キャンプ・ハンセンでは、実弾射撃訓練を実施するための施設として、平成2年に恩納村側に都市型戦闘訓練施設が、平成17年には金武町伊芸に近いレンジ4に陸軍複合射撃訓練場が、それぞれ地元の強い反対にもかかわらず建設されている。

これらの訓練施設は、民間地域から近距離にあり、射撃方向を誤れば民間地域が被弾する可能性があることなどから、県と地元自治体が日米両政府に撤去を強く求めてきた。その結果、都市型訓練施設については平成4年7月までに撤去され、陸軍複合射撃訓練場についても平成17年4月、キャンプ・ハンセン内に代替施設を建設し、訓練を移転させることが決定している。詳しくは第3章第3節（65頁）を参照のこと。

## エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

平成7年12月21日の日米合同委員会で、キャンプ・ハンセンの東シナ海斜面部分約162ヘクタールについて、地元の利用計画が策定された時点若しくは平成10年12月31日までのいずれか早い時期に返還することが合意されており、その後、返還時期について、平成16年2月の日米合同委員会で、地元の要望を踏まえ、平成20年12月末まで延期することが合意されている。

また、平成15年1月、国道58号の交通渋滞を解消する「恩納バイパス」建設のため、キャンプ・ハンセンの恩納村側の土地約10.6ヘクタールの返還が合意されている。

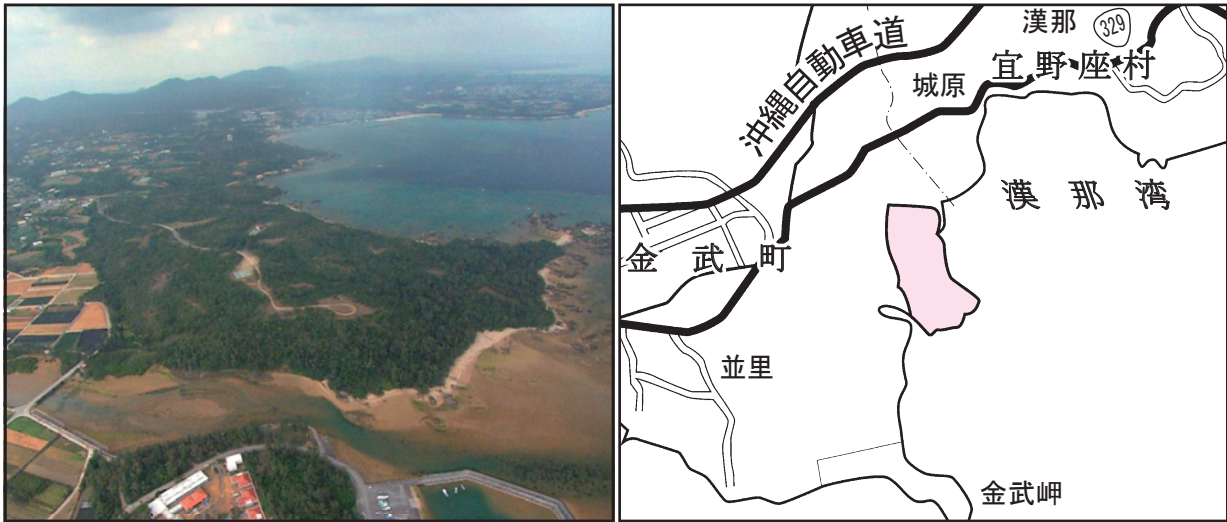
(イ) 跡利用計画

施設返還後の跡地利用計画等について、名護市、金武町においては、特に策定されていない。

宜野座村が平成2年に軍転協を通して返還を要望しているキャンプ・ハンセンの一部776,000平方メートルについては、同村において「漢那ゴルフ場整備事業」として跡地利用計画が策定され、事業主体となる企業が決定し、村、漢那区、企業の三者による連絡会議を持つなど、返還受け入れ体制が整備されていた。しかし、バブル経済崩壊の影響により、平成6年9月30日、企業から参加中止の申し出があり、計画の前途が危ぶまれたが、平成8年に新たな企業からゴルフ場建設の申し出があり、関係者の間で調整が行われたものの、現在のところ進展がみられない。



(6) FAC6017 ギンバル訓練場 (Gimbaru Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：金武町 (字金武)
- (イ) 面積：601千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	36	—	0	565	601

- (ウ) 地主数：135人
- (エ) 年間賃借料：9千万円
- (オ) 主要建物及び工作物
  - 建物：機械室、消防訓練所
  - 工作物：保安柵、道路、防火水タンク、油水分離槽ほか
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
  - 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
  - 使用部隊名：海兵隊ほか
- (イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモより抜粋)
  - 使用主目的：訓練場
  - 使用条件：
    - a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練区域への立入り、賠償責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。
    - b 本施設・区域内では実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする制御された爆破が許される。
    - c 制限の内容
 

本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (ウ) 施設の現状及び任務
 

この訓練場は、金武町字中川の国道329号に接続する進入路から海岸よりに約1キロメートル入ったところに位置し、中隊規模の野外演習、指揮所設置演習及び通信演習に使用される。第3海兵師団が陸上訓練場の一つとして、空砲による野戦訓練やヘリコプターの離着陸訓練を行っており、海岸一帯では水陸両用車の訓練が行われている。

## (エ) 共同使用の状況

## a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○金武町	給水管用地	0千㎡	昭63.6.1
○西日本電信電話(株)	電話用電柱等用地	0千㎡	昭55.11.6
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 3人	3件	0千㎡	

## b 地位協定第2条第4項(b)：なし

## (オ) 沿革

昭和32年11月	「ギンバル訓練場」として使用開始。また、「嘉手納第3サイト」として、メースB8ミサイル基地を建設。
昭和45年	メースB8基地を撤去。
昭和47年5月15日	ギンバル訓練場と嘉手納第3サイトを統合し、「ギンバル訓練場」として提供開始。
平成4年5月14日	住宅用地等の土地約160㎡を返還。
平成7年2月9日	泥土除去施設として、工作物(雑工作物)を追加提供。
平成7年9月30日	住宅用地約160㎡を返還。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に返還されることが合意された。
平成13年5月31日	個人住宅用地約40㎡を返還。
平成17年3月31日	住宅用地約126㎡を返還。
平成18年7月14日	境界標として、工作物(境界標)を追加提供。

## ウ 周辺状況等

## (ア) 地域との関わり

ギンバル訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンと金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は、59.4パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ギンバル演習場は、中川集落に近接しているため、演習時の空砲やヘリの夜間訓練に伴う騒音が住民の安眠を妨げ、また、近くの狭い町道を米軍の大型車両が通行することから、交通事故が発生する危険性もある。

## (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和56年12月23日	信号弾使用により原野火災が発生、約1,500㎡を焼失。
昭和61年6月4日	照明弾使用により原野火災が発生、約80㎡を焼失。
昭和63年9月21日	訓練場から150m離れた金武町字頭呂地帯一帯のサトウキビ畑に、パラシュートの付いた照明弾数個が落下、畑約2,586㎡を焼失。
昭和63年9月28日	訓練場から250m離れた金武町字頭呂地原の観葉植物畑に照明弾が落下し、遮光ネットに穴を開けた。一帯の畑では、同年3月にも米軍の信号弾によるものとみられる穴が、遮光ネットに開けられていた。
平成4年9月16日	照明弾使用により原野火災が発生、約80㎡を焼失。
平成6年8月5日	ギンバル訓練場におけるヘリコプターの離発着に伴い発生した粉塵により、近隣で栽培していた観葉植物が被害を受けた。
平成12年4月7日	浜下りで施設を開放中、原因不明の火災が発生。人身等への被害はなし。当日は住民に開放していたため、訓練は実施していない。

ギンバル訓練場では、昭和63年に訓練に伴う周辺農地の火災が頻発した。このため、在沖米海兵隊は、同年10月20日、同訓練場における照明弾を使用する訓練を禁止した。

## エ 返還計画・跡利用計画

## (ア) 返還計画

平成8年12月2日のSACO最終報告において、ギンバル訓練場は、ヘリパッドが金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に返還されることが日米間で合意されたが、地元金武町の同意が得られなかったため、同訓練場の返還は滞っていた。

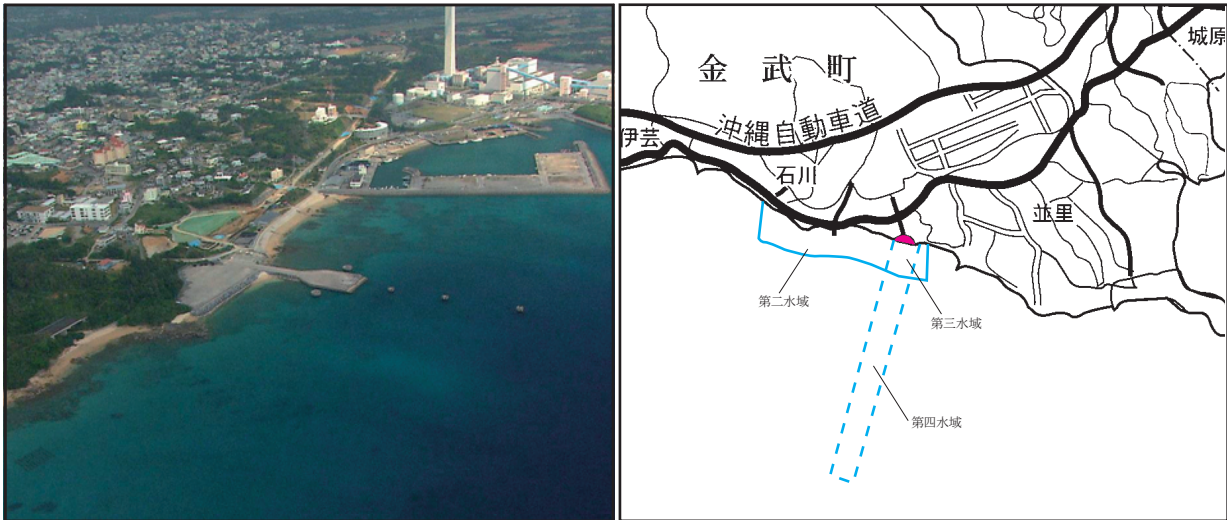
平成19年6月8日、金武町は、防衛省から金武ブルー・ビーチ訓練場内にある数カ所のヘリコプタ

一着陸帯を住民地域から離れた 1 カ所に集約し、撤去可能なランディングマットの敷設及び粉じん被害を軽減するための所要の措置を講ずるとの回答を得、また、内閣府からはギンバル訓練場跡地利用計画実施に向けた財政支援の継続についての回答を得た。これらの状況の変化を踏まえ、基地の整理縮小及び自立経済を確立する考えから、金武町は、平成19年 6 月12日、返還条件を受け入れ、跡地利用計画を図っていくことを表明した。

(イ) 跡利用計画

金武町は、平成12年に「金武町ふるさとづくり整備事業報告書」を策定したが、他市町村で本構想の導入機能として想定していた施設と類似施設ができているなどの理由により見直し作業を行い、平成18年 3 月に「金武町ふるさとづくり整備事業（改訂）報告書」を策定した。現在、ギンバル訓練場の事業立地の実現化等に向けた検討が行われている。

## (7) FAC6019 金武レッド・ビーチ訓練場 (Kin Red Beach Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町（字金武<sup>きん</sup>）(イ) 面積：17千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	3	—	0	14	17

(ウ) 地主数：24人

(エ) 年間賃借料：1千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：哨舎

○工作物：LSTスリップ、船舶保留施設、護岸、保安柵、雨水排水溝、外灯ほか

(カ) 基地従業員：—

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊、海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃は認められる。水中爆破は認められない。

b 使用時間

(a) 第1水域は常時使用、第2水域は必要に応じて使用される。

(b) 第3水域及び第4水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

c 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2水域は、水陸両用訓練及びランプ操作のため使用される。

(c) 第3水域は、船舶の安全、保安のため使用される。

(d) 第4水域は、進入水路として使用される。

d 通告の方法

(a) 現地合衆国当局は、第2水域に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

(b) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は、現地レベルで通告を行い、原則として使用開



始の48時間前、遅くとも24時間前までに赤旗を掲揚する。

(c) 現地合衆国当局は、第4水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

e 制限の内容

(a) 本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(b) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。

(c) 第2水域において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も認めない。合衆国政府は、合衆国軍隊が当該区域を使用しないときは航行及び漁業を制限しない。

(d) 第3及び第4水域においては、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のために制限される。

(ウ) 施設の現状及び任務

金武レッド・ビーチ訓練場は、金武町市街地の西端、国道329号から約300メートルの進入路を海岸に入ったところに位置している。

バースには2隻の揚陸艦を停泊させることができ、兵員や各種物資の積み降ろしに使用されている。近年は、海兵隊がオーストラリアの民間会社から借り上げた高速船の使用が多く見られる。同訓練場は、キャンプ・ハンセン演習場と一体の関係にあり、多くの兵員及び物資の移動が行われている。

金武漁業組合の施設と隣接しているため、組合の事業計画にも支障があるほか、艦船の出入りの際は付近の漁業従事者への制限があり、障害となっている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和37年7月 「金武レッド・ビーチ訓練場」として使用開始。

昭和47年5月15日 「金武レッド・ビーチ訓練場」として提供開始。

昭和63年3月31日 国道329号改良に伴い水域2,300㎡を返還。

平成11年3月31日 給油所用地約480㎡を返還。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

金武レッド・ビーチ訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は、59.4パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

金武レッド・ビーチ訓練場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

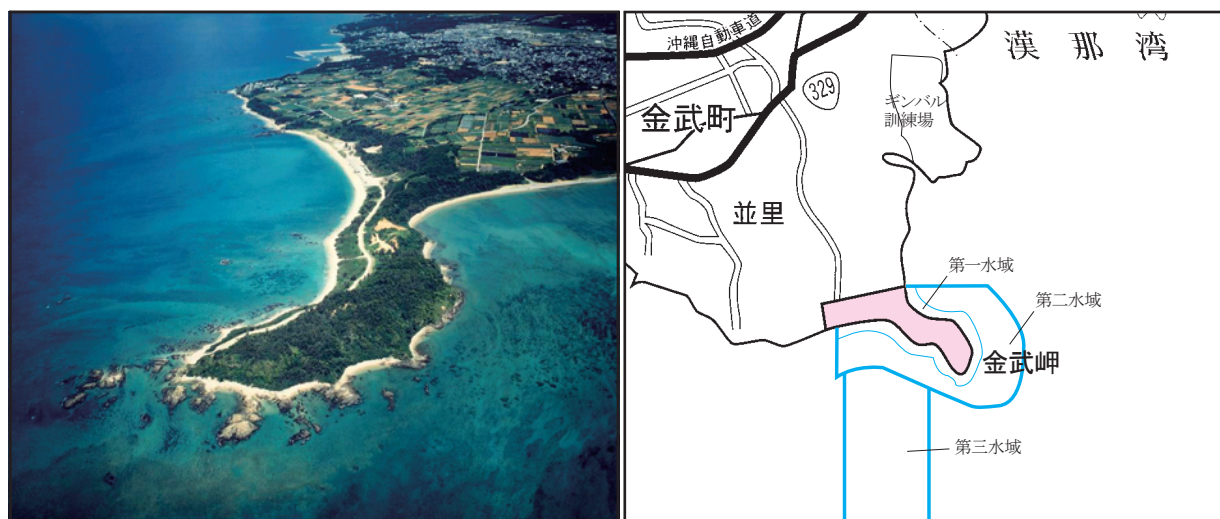
(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。

## (8) FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場 (Kin Blue Beach Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町 (字金武)

(イ) 面積：381千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	53	1	1	326	381

(ウ) 地主数：212人

(エ) 年間賃借料：6千万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：－

○工作物：休息場

(カ) 基地従業員：－

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

b 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃及び訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

c 使用時間

(a) 第1水域は常時使用、第2水域は、必要とされる日に使用される。

(b) 第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

d 用途

(a) 水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2及び第3水域は、水陸両用訓練のため使用される。

e 通告の方法

(a) 現地合衆国当局は、第2水域の使用に関し、現地防衛施設局との間で通告の方法を調整する。

(b) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告する。

f 制限の内容

- (a) 本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (b) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。
- (c) 第2及び第3水域において、合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り航行及び漁業を制限しない。定置網漁業は常時禁止される。

(ウ) 施設の現状及び任務

金武町並里区の東側、金武岬に位置する海兵隊の訓練場であり、海陸間移動訓練のための800ヤード(730m)長の海岸では、上陸用舟艇及びホバークラフト等を使用した上陸訓練が実施されている。また、指揮所設置演習及び兵站支援訓練等が行われている。

なお、以前は訓練のない時は、米軍やその家族、地元住民の海水浴場として利用されていたが、現在は立入ができなくなっているため、金武町は住民への開放を要請している。当該海水浴場には、清水タンクやその他のレクリエーション設備がある。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○金武町	かんがい施設	3千㎡	平8.2.7
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2人	2件	3千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

- 昭和34年3月15日 米軍の娯楽施設として使用開始。
- 昭和38年7月1日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として使用開始。
- 昭和47年5月15日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として提供開始。
- 昭和56年3月31日 キャンプ・ハンセンとの戦車連絡道が完成。
- 昭和57年2月5日 交通施設(戦車横断橋)として、土地約500㎡と工作物(橋梁)を追加提供。
- 昭和58年5月8日 米軍が、赤土流出防止のため、土砂どめ柵を設置。
- 昭和63年7月14日 道路として、工作物(舗床等)を追加提供。
- 平成8年12月2日 SACO最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯が、金武ブルー・ビーチ訓練場に移設されること等を合意。
- 平成13年3月31日 県道162号線改良舗装工事による道路拡張用地約1,300㎡を返還。
- 平成13年10月24日 農地改良事業用地約6,400㎡を返還。
- 平成13年10月25日 道路用地として、土地約3,400㎡を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

金武ブルー・ビーチ訓練場の所在する金武町は、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は、59.4パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ギンバル訓練場は、SACO最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ移転することを条件に返還が合意されていたが、金武町の同意が得られなかったため、同訓練場の返還は滞っていた。

平成19年6月8日、金武町は、防衛省から金武ブルー・ビーチ訓練場内にある数カ所のヘリコプター着陸帯を住民地域から離れた一カ所に集約し、撤去可能なランディングマットの敷設及び粉塵被害を軽減する等の所要の措置を講ずるとの回答等を得たことから、同年6月12日、返還条件を受け入れ、跡地利用計画を図っていくことを表明した。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

金武ブルー・ビーチ訓練場は、北方のギンバル訓練場とともに在沖米軍の主要な上陸訓練場となっているため、提供施設外の民間地域を訓練上使用するケースが度々発生している。また、上陸訓練により提供施設内の森林を荒廃させ、赤土流出による金武湾の汚染の一因となっている。

＜金武ブルー・ビーチ訓練場及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等＞

- 昭和48年4月12日 訓練場内で、演習中の米軍戦車により、葉きょう拾いの老女がひかれ死亡。
- 昭和51年5月 ブルー・ビーチ沖合いで海上演習により魚網が破損。
- 昭和52年4月21日 キャンプ・ハンセンからブルー・ビーチにM48型戦車を搬送中、ブレーキの故障でブルー・ビーチ進入路から崖下へ転落。個人所有の雑木及びキビ畑に総額8万2千円程度の被害が発生。



昭和57年7月19日	海兵隊第9工兵支援大隊の燃料補給部隊が、ギンバル訓練場と金武ブルー・ビーチ訓練場との間の提供施設外海岸1.2kmに溝を掘り、給油ホース敷設訓練を実施。
昭和58年3月	ブルー・ビーチから流出する赤土による海の汚染がひどく、水産業に被害を与えると金武漁協が指摘。
昭和58年5月20日	海兵旅団役務支援群第9通信隊の隊員7人が、提供施設から約20m離れた岬原の牧草地を刈り取り、野営、無線通信設置訓練を実施。周辺の芋畑も、車両乗入れにより被害。
昭和60年2月6日	米海軍の上陸用舟艇が、レッド・ビーチから南東約1.5kmの沖合いで、金武漁業共同組合所有の定置網に接触し、30mのロープ2本を切断、ロープ固定用の砂袋を破損。
平成元年7月18日	米兵による、砂の不法採取が発生。
平成6年3月26日	嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機1機が、エンジントラブルのため、同施設内の駐車場に緊急着陸。
平成8年6月6日	同施設の入口付近で、米兵数人が民間人に対し銃口を向ける事件が発生。
平成12年1月18日	同施設への進入路で、海兵隊所属の軍車両が、収穫前のさとうきびを踏みつぶし、舗装工事中の縁石を破損する等の被害が発生。

## エ 返還計画・跡利用計画

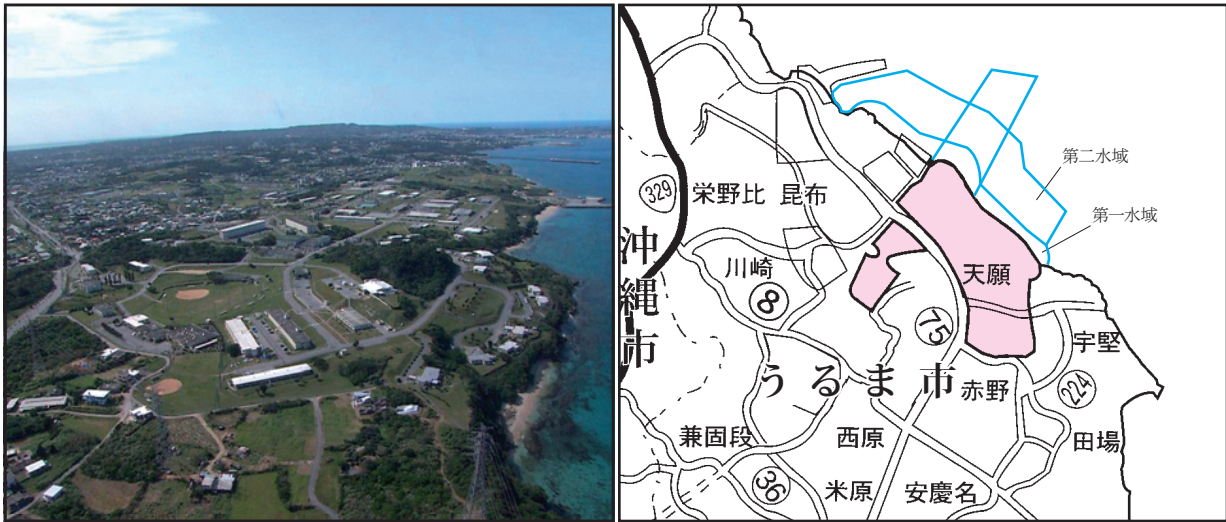
### (ア) 返還計画

なし。

### (イ) 跡利用計画

策定されていない。

(9) FAC6029 キャンプ・コートニー (Camp Courtney)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (字昆布、字天願、字宇堅)

(イ) 面積：1,339千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	62	0	1	1,276	1,339

(ウ) 地主数：687人

(エ) 年間賃借料：12億4千4百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：司令部、将校クラブ、管理事務所等、車両修理工場等、補給倉庫等、食堂、下士官宿舎等、家族住宅、売店ほか

○工作物：保安柵、下水・排水管、ヘリポート、汚水ポンプ、駐車場、洗車台、スケートリンク、外灯、浄化槽、礼砲台、各種競技場、プールほか

(カ) 基地従業員：333人 (MLC 226人、IHA 107人)

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：第3海兵遠征軍司令部、第3海兵遠征軍本部役務中隊、第31海兵遠征部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵師団司令部大隊

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

○使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

○使用条件：

a 第2水域においては実弾射撃を行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

b 使用時間

(a) 第1水域は、常時使用

(b) 第2水域は、必要に応じ毎日使用

c 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2水域は、水陸両用訓練のため使用される。

d 通告の方法

現地合衆国当局は、第2水域の使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

## e 制限の内容

- (a) 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (b) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
- (c) 第2水域においては、日本国政府は合衆国軍隊の使用期間中、船舶の停泊、係留及び投錨並びに網漁業、潜水その他いかなる継続的行為も許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り、使用期間中において第2水域内における竿釣を制限しない。

## (ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、金武湾に面するうるま市宇天願の北側に位置し、第3海兵遠征軍及び第3海兵師団の司令部があることで知られており、主として宿舎、事務所として使用されている。

当地区は、大半が宿舎等の施設用地となっており形質が変更されているが、周辺部の急斜面及び金武湾沿岸などに樹林地が残されている。

この施設に司令部を置く第3海兵遠征軍は、米国海兵隊の3つの遠征軍の一つで、有事に際し、空陸一体となった即応作戦を展開する実戦部隊である。

施設内には、他の宿舎地区と同様に、教会、将校、下士官、一般兵の各クラブ、劇場、郵便局、銀行、診療所、図書館、体育館、プール、野球場、テニス場、軍事法廷等が完備されているほか、家族住宅、教会施設、コミュニティーセンターも建設されている。

さらに、提供水域（第2区域）として、施設に面した海岸地先から沖合500メートルまで水陸両用車の訓練場となっているが、殆ど使用されていない。

## (エ) 共同使用の状況

## a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	平3.6.6
	特別高圧架空送電線路敷地	19千㎡	平4.9.24
○うるま市	水道施設用地	0千㎡	昭55.11.6
計 2人	4件	19千㎡	

## b 地位協定第2条第4項(b)：なし

## (オ) 沿革

昭和20年	米軍による沖縄占領の継続として、米陸軍の物資集積所及び兵舎として使用。
昭和33年	米海兵隊基地として使用。
昭和36年5月	川崎小学校近くにヘリコプターが墜落。2人死亡、5人重傷。
昭和40年10月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
昭和44年11月	在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに移転。
昭和46年6月30日	約396,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件及び移設条件付返還(約347,000㎡)を合意。
昭和49年5月	昭和46年6月30日に返還された一部(約139,000㎡)が自衛隊に提供され、海上自衛隊具志川送信所として使用開始。
昭和49年5月31日	採石場用地約52,000㎡を返還。
昭和52年1月27日	保安柵として、R E X地域を除いた工作物(圍障)を追加提供。
昭和57年8月12日	宿舎等として、建物約4,600㎡と工作物(鉄塔等)を追加提供。
昭和57年9月20日	汚水処理施設として、建物約110㎡と工作物(圍障等)を追加提供。
昭和58年10月31日	第15回安保協了承部分の土地約294,600㎡(南側部分)を返還。
昭和58年11月1日	住宅用地として、土地238,100㎡を追加提供。
昭和59年2月16日	宿舎として、建物約2,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物(アンテナ等)を追加提供。
昭和61年7月11日	教会として、建物約1,000㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和61年10月2日	住宅として、建物約550㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年9月18日	家族住宅等として、建物約87,000㎡を追加提供。
昭和62年11月29日	消防施設として、建物約590㎡を追加提供。
平成元年	家族住宅26戸完成。
平成元年3月23日	隊舎等として、建物約22,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約1,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。



平成2年2月6日	倉庫等として、建物約1,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成3年2月28日	育児所として、建物約1,500㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成4年5月14日	契約更新拒否用地約380㎡を返還。
平成4年7月2日	隊舎として、建物約7,400㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成5年3月31日	天願川改修工事用地約12,500㎡を返還。
〃	通信ケーブル用地約1,700㎡を返還。
平成5年9月27日	運動施設等として、建物約20㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成6年9月23日	ハワイ在の第1海兵遠征団司令部が解除され、残りの兵力は、ハワイ在住のまま第3海兵遠征軍に編入。
平成7年6月1日	工場等として、建物約470㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年1月31日	道路用地約460㎡を返還。
平成9年9月30日	市道用地約230㎡を返還。
平成10年9月30日	住宅用地約490㎡を返還。
平成10年10月22日	厚生施設として、建物約330㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年7月15日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年11月4日	隊舎として、建物約2,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成12年4月13日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成16年7月8日	食堂等として、建物約1,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成16年11月4日	工場等として、建物約2,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年11月10日	教育施設として、建物約870㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成18年1月31日	道路用地約9,000㎡を返還。

## ウ 周辺状況等

### （ア）地域との関わり

キャンプ・コートニーの所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.2パーセントである。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

東側を除く当該施設の周辺は、宇堅、天願、昆布の各集落があり、近年宅地化が進行している。以前は、隣接地域のヘリ墜落、油流出等の問題があった。最近は重大な事件、事故等は確認されていないが、平成17年10月、海兵隊所属のヘリコプターが飛行訓練に際し、うるま市で開催されていた「第1回うるま市具志川まつり」の会场上空を低空で旋回飛行し、周辺住民に大きな不安を与える事態が発生したことから、うるま市や県が米軍等に抗議、要請を行っている。

なお、東側の返還跡地については、土地区画整理事業が実施され、良好な住宅地域が形成されている。

### （イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

復帰後は、昭和49年2月の廃油流出による天願川の汚染、昭和53年5月のヘリコプターの風防ガラスの落下事故、平成7年7月の油流出及び平成7年11月の軽油流出による天願川の汚染等があった。また、平成13年2月に、同施設・水域内での過去のクレー射撃による鉛汚染が問題となった。同問題については、防衛施設庁による調査が実施され、平成14年6月に、人の健康に影響はないとの調査結果が発表された。

なお、復帰前の昭和36年5月、川崎小学校近くにヘリコプターが墜落する事故が発生している。

## エ 返還計画・跡利用計画

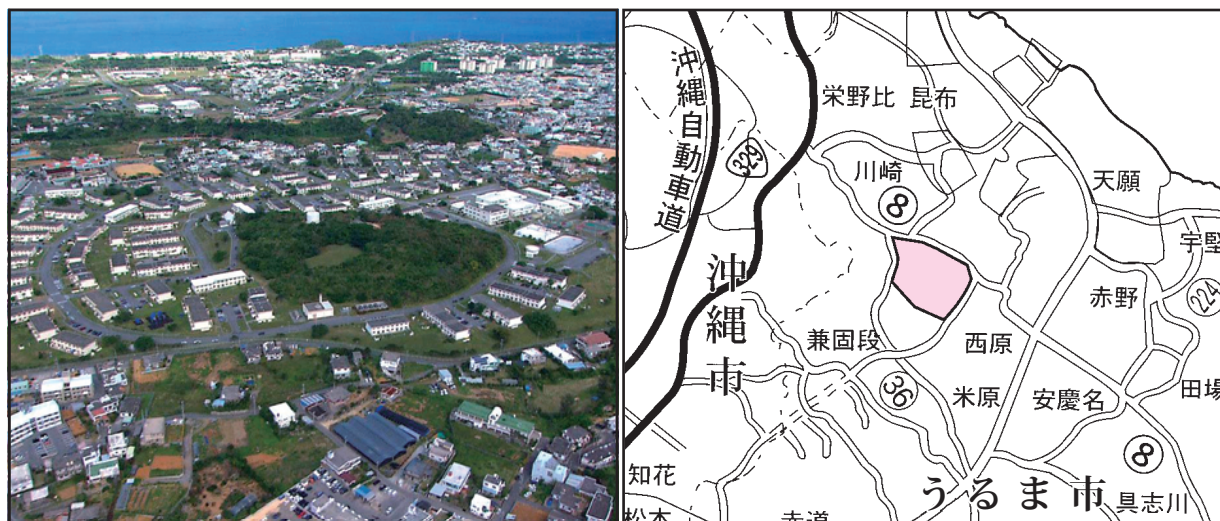
### （ア）返還計画

なし。

### （イ）跡利用計画

策定されていない。

## (10) FAC6031 キャンプ・マクトリアス (Camp Mctureous)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (字川崎<sup>かわさき</sup>、字西原<sup>いりばる</sup>)

(イ) 面積：379千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	30	—	1	348	379

(ウ) 地主数：256人

(エ) 年間賃借料：3億7千万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：小学校、幼稚園、教会、消防舎、体育館、家族住宅、倉庫、青少年センターほか

○工作物：保安柵、配電線、バスケットコート、サッカー場、プール、駐車場、貯水槽ほか

(カ) 基地従業員：22人 (MLC 15人、IHA 7人)

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：—

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

○使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

○使用条件：

合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、キャンプ・マクトリアス上空、高度2,000フィートまでの全空域の使用を許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、うるま市の中心部にある安慶名区の西側、県道8号線沿線の南側にあり、昭和50年8月に在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧に移駐するまでは、沖縄にある海兵隊施設の維持、管理及び海兵隊の後方支援業務を統括する任務をもっていたが、現在では、主に家族住宅が設置され、小学校、スポーツ施設等が整備されている。

四軍共同の刑務所もあったが、昭和61年にキャンプ・ハンセンへ移設された。

当該施設用地は、宿舎等の用地として大半が人工的に変更されており、わずかに樹林地が残されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項 (a)：共同使用

共同使用者

使用目的

面積

使用開始年月日

○沖縄電力株式会社

電力施設用地

0千㎡

昭47.5.15

b 地位協定第2条第4項 (b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米陸軍貨物集積所として使用開始。
昭和32年4月1日	在沖米海兵隊基地司令部設置。
昭和39年6月30日	約6,000㎡を返還。
昭和40年10月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・コートニーへ移転。
昭和44年11月	在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに戻る。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧へ移転。
昭和60年10月31日	排水施設として、工作物（排水路）を追加提供。
平成元年	家族住宅296戸完成。
平成3年6月26日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成4年5月14日	土地約390㎡を返還。
平成4年7月2日	家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成4年8月31日	道路用地約640㎡を返還。
平成5年9月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
平成8年1月31日	道路用地約5,000㎡を返還。
平成8年9月26日	消防署等として、建物約530㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年3月26日	囲障として、工作物（囲障）を追加提供。
平成14年7月9日	青少年センターとして、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年3月26日	学校として、建物約2,700㎡と工作物（門等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

キャンプ・マクトリアスの所在するうるま市は、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.2パーセントである。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

当該施設は、うるま市の北西に位置し、施設の北東は市街地、西側及び南側は住宅等が点在する農業振興地域である。なお、周辺では宅地化が進行しており、当該施設の存在は、地域開発の障害となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

平成3年1月頃からキャンプ内から通行人に対する投石事件が相次ぎ、さらに平成4年3月頃からこぶし大の投石に凶悪化したことから、県、具志川市が基地司令官に強く抗議、要請したいきさつがある。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

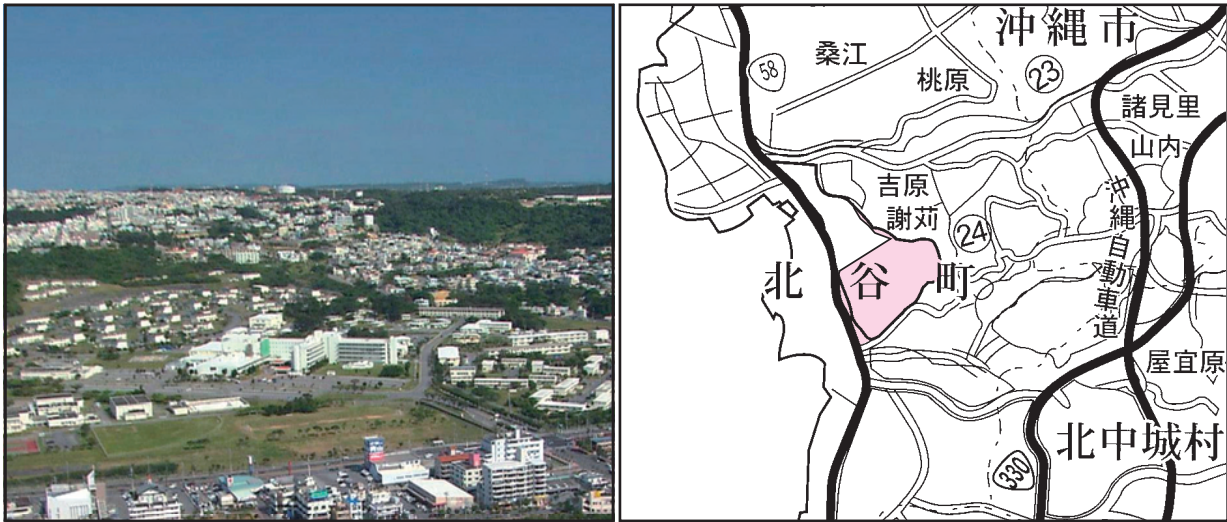
なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。



## (11) FAC6043 キャンプ桑江 (Camp Kuwae)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：北谷町（字桑江、字伊平、字吉原、字浜川）

(イ) 面積：675千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	14	0	4	656	675

(ウ) 地主数：590人

(エ) 年間賃借料：9億8千4百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：病院、家族住宅、下士官宿舎、将校宿舎、青少年センター、教会、自動車修理工場、倉庫、事務所ほか

○工作物：保安柵、水道、下水、雨水排水溝、野球場、照明装置、浄化槽、球技用コート、変圧装置、ほか

(カ) 基地従業員：220人（MLC 201人、IHA 19人）

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：在沖米海軍医療センター

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：宿舎、管理事務所及び病院

○使用条件：

特に定められていない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、北谷町の東シナ海に面した平坦地にあり、海軍、海兵隊、空軍等が宿舎、事務所、病院等として使用している。主要施設は沖縄地区海軍病院で、その中には司令部、監査部、補給部、食料管理部があり、昭和45年から昭和47年のベトナム戦争の激しい頃、ベッド数500に増床され、極東最大の病院として機能していた。

現在は、規模も以前に比べ縮小されているが、内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科等の診療科目を有し、海軍をはじめ、他の3軍の軍人・軍属及びその家族に利用されている。

そのほかに、中学校、住宅地域があり、国道58号沿いには、野球場、サッカー場、テニスコート、ピクニック場等がある。

同地区には、第15回日米安全保障協議委員会に基づく施設の整理統合計画の一環として、昭和59年2月に牧港住宅地区（既返還）の一部720戸が移設された。

なお、昭和61年2月、キャンプ瑞慶覧の一部（メイ／モスカラ射撃場地区、ハンビー飛行場地区）の

返還に伴う代替施設として、送油管及び電力線敷きが同施設に組み入れられた。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
○北谷町	道路用地	1千㎡	平16.11.15
計 2人	2件	1千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米陸軍の軍事占領の継続として使用開始（一部旧日本軍施設）。
昭和30年	陸軍病院建設。
昭和36年8月9日	約139,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和48年1月19日	陸軍病院の発電所から廃油が海に流出、沿岸一帯の漁業に被害。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（北側及び東側部分並びに国道58号沿い部分、約160,000㎡）の無条件返還を合意。
昭和49年6月	OWAX司令部がキャンプ・マーシーから移転。
昭和49年8月31日	約3,600㎡を返還。
昭和49年9月24日	基地内で散布された殺虫剤が降雨により海に流出、沿岸一帯の近海魚が大量死。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年2月28日	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管し、陸軍病院が海軍病院に名称変更。
昭和52年3月31日	県道23号線用地約2,760㎡を返還。
昭和54年5月4日	送油施設として、工作物（送油管、電力線等）を追加提供。
昭和57年5月14日	暫定法適用の土地約1,000㎡を返還。
昭和59年2月16日	住宅等として、建物約31,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和61年2月7日	住宅等として、建物9㎡と工作物（送油管等）を追加提供。
昭和62年2月11日	レクリエーション施設等として、建物約70㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和62年2月28日	住宅用地約1,390㎡を返還。
平成元年7月11日	隊舎として、建物約4,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年2月6日	青少年センターとして、建物約430㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（第15回安保協了承部分（国道58号沿い及び東側部分2カ所）及び軍転協から要請のあった北側部分並びに東側部分1カ所）の返還について、所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成3年6月6日	工作物（下水等）を追加提供。
平成5年12月14日	学校施設等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成6年12月31日	保健センター用地約16,000㎡を返還。
平成7年6月1日	管理棟等として、建物約3,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年3月14日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成8年6月6日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成8年9月26日	工場として、建物約270㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、大部分（約99ヘクタール）を返還することを合意。さらに、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地を一部返還することを合意。
平成15年3月31日	北側約384,000㎡を返還。
平成17年11月10日	保安施設等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成17年10月20日	土地の一部約7,800㎡と工作物（境界標等）を陸軍貯油施設に統合。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）

## ウ 周辺状況等

### (ア) 地域との関わり

キャンプ桑江の所在する北谷町は、ほかに嘉手納飛行場などが所在し、町面積に占める米軍基地の割合は53.5パーセントである。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

当該施設は、東側から西側にかけて住宅地域で、北側は県道23号線を挟んで嘉手納飛行場、南側はキャンプ瑞慶覧と隣接する。

北谷町では、毎年、人口の増加傾向が続いており、住宅需要も旺盛であることから、当該施設の存在は町づくりの障害となっている。

この施設は国道58号沿いの平坦な地域を占拠しているため、多くの住民が県道24号線沿いの山峡部と県道23号線沿いの山地開発地域に過密に居住することを余儀なくされ、北谷町は、行政管轄区域が分散されて、学区区や公共施設の利用等行政政策に様々な支障をきたしている。

こうした中で、北谷町では限られた土地や返還された土地を有効に活用した新しい街づくりが行なわれている。

昭和63年3月には、桑江地先公有水面埋立工事が竣工し、美浜の運動公園用地には、サンセットビーチ、陸上競技場、野球場、水泳プールなどが完成した。また、平成6年には同埋立て地域においてアメリカンヴィレッジ構想が策定され、複合型映画館、大型ショッピングセンター、宿泊施設等が建設されるなど、これまでの沖縄にはなかった特色あるタウンリゾートが形成された。この地域は、ハンビー飛行場跡（キャンプ瑞慶覧）の北前地区と連動し、町民だけでなく県内各地から多くの人が訪れ、活気のある街となっている。

また、平成10年3月、地位協定第2条第4項（a）による共同使用として、キャンプ桑江内の海軍病院後方に、町の庁舎が完成した。

### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

キャンプ桑江から派生した基地被害は、昭和48年1月19日、陸軍病院（当時）発電所からオーバーフローした廃油が北谷町の沿岸を汚染した事故や、平成6年10月、キャンプ桑江内から米軍家族（少年）による投石、放火等悪質な事件が起こり問題となったが、近年、同施設に係る大きな事件・事故は確認されていない。

## エ 返還計画・跡利用計画

### (ア) 返還計画

平成8年12月のSACO最終報告では、海軍病院をキャンプ瑞慶覧に移設し、他の施設についてもキャンプ瑞慶覧及び他の県内施設への移設を条件に、大部分（99ヘクタール）を返還することが合意されている。

また、平成18年5月1日、日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還が検討されることが合意されている（再編実施のための日米のロードマップ）。なお、同計画は、平成19年12月末現在、作成されていない。

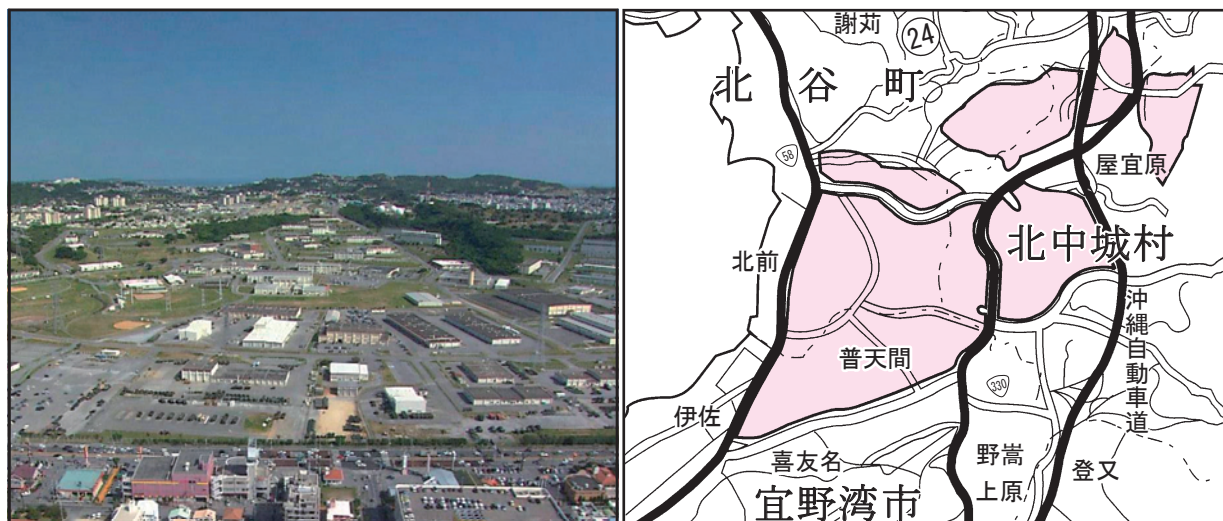
### (イ) 跡利用計画

那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つであることから、住宅開発等総合的な都市開発整備を推進することとしている。

現在、平成15年3月に返還された北側部分（約38.4ha）では、北谷町の「職・住近接型」中心市街地形成のため、桑江伊平地区土地区画整理事業が進められている。



(12) FAC6044 キャンプ瑞慶覧 (Camp Zukeran)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：北谷町 (字玉上、字桑江、字大村)

うるま市 (字宮里)

沖縄市 (字山里、字南桃原)

北中城村 (字瑞慶覧、字喜舎場、字屋宜原、字島袋、字安谷屋)

宜野湾市 (字普天間、字新城、字伊佐、字喜友名、字安仁屋)

(イ) 面積：6,425千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	193	0	15	2,363	2,571
うるま市	—	—	0	0	0
沖縄市	6	6	1	163	176
北中城村	125	14	31	1,939	2,109
宜野湾市	144	0	4	1,420	1,569
合計	469	21	51	5,884	6,425

(ウ) 地主数：4,492人

(エ) 年間賃借料：86億1千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：司令部、中央通信部、病院、消防署、銀行、郵便局、体育館、劇場、教会、食堂、販売店、家族住宅、小・中学校、高等学校、ボウリング場、モーター修理工場、将校等宿舎、倉庫、給油所、変圧所、銃弾貯蔵庫、バスターミナルほか

○工作物：保安柵、電話線路、冷房装置、配電装置、各種競技場、駐車場、ヘリパッド、屋外用照明、汚水排水管、通信ケーブル、ピクニック場ほか

(カ) 基地従業員：2,307人 (MLC 1,534人、IHA 773人)

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：在沖米海兵隊基地司令部、同本部役務大隊、第3海兵遠征軍 (第3海兵兵站群第3支援大隊・第9輸送車大隊、第1海兵航空団司令部・本部中隊・第17海兵航空支援群)、米陸軍第58通信大隊司令部、家族住宅

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

○使用主目的：宿舎、補助飛行場、通信所及び管理事務所

○使用条件：



テリー及びメイ／モスカラ射撃場<sup>\*1</sup>の使用に関する目標区域に向けての実弾射撃や水域<sup>\*2</sup>の使用時間、用途が明記されているが、現在においては、特記すべき内容はない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、本島中部の沖縄市、宜野湾市、うるま市、北谷町、北中城村にまたがる広大な地域に位置し、本県で7番目に大きい米軍施設である。

当該施設には、在沖米海兵隊基地司令部をはじめとした第1海兵航空団司令部、在日米軍沖縄調整事務所が置かれ、キャンプ・コートニーと並ぶ海兵隊の中核機能を有しているほか、施設管理、後方支援、実戦部隊が駐留する海兵隊の主要施策を担っている。

この施設には、かつて沖縄駐留米陸軍の司令部が置かれていたが、昭和49年6月の陸軍の機構再編に伴いその機能も縮小され、昭和50年6月に同司令部が牧港補給地区へ移駐した後、同年6月30日に施設管理権も陸軍から海兵隊に移った。同年7月、第12海兵隊がキャンプ・ヘーグから、同年8月、海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスからそれぞれ移駐し、さらに昭和51年4月には、第1海兵航空団司令部が岩国基地から移駐し、今日のような海兵隊の主要施設となった。

同施設・区域は大きく分けて、在沖米海兵隊基地司令部のあるバトラー地区、第58通信大隊が所在するバクナー地区、米軍住宅が所在するプラザ地区、兵器・器材整備施設及び各隊舎が所在するフォスター地区から構成されている。

同施設には、第3大隊等を持つ第12海兵連隊、第1海兵航空団の下に、第17海兵航空支援群のほか、第3海兵兵站群の中の第3支援大隊、第3歯科大隊等が駐留し、基地運営業務及び射撃場、訓練場などの施設管理を任務とする後方支援部隊と有事即応の実戦部隊が駐留する。

なお、ハンビー飛行場を含む国道58号の西側部分は、第15回日米安全保障協議委員会で移設条件付返還が合意し、昭和56年12月31日に返還された後、商業地区、住宅地区及び海浜リゾート地区として有効利用されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	88千㎡	昭47. 5. 15
	電柱等用地	0千㎡	昭60. 10. 17
○沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47. 5. 15
	送水管用地	0千㎡	昭61. 12. 15
○宜野湾市	下水道用地	1千㎡	昭50. 7. 17
○北谷町	水道用地	0千㎡	昭55. 10. 9
	道路用地	6千㎡	平9. 12. 1
○沖縄県	污水管及び污水管橋用地	0千㎡	昭59. 4. 1
○個人	出入道路用地	0千㎡	昭60. 2. 21
○北中城村	道路用地	20千㎡	昭62. 1. 5
計 7人	10件	約116千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和27年7月	宜野湾村字伊佐浜の土地を接收。
昭和47年5月15日	キャンプ瑞慶覧とキャンプ・フォスターが統合され、「キャンプ瑞慶覧」として提供施設・区域となる。
昭和48年8月15日	通信ケーブル用地約3,000㎡を返還。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部7箇所）の無条件返還（約400,000㎡）と一部土地（国道58号西側のキャンプ瑞慶覧部分）の条件付返還を合意。
昭和49年6月6日	土地約2,300㎡（イーズメント）と工作物（通信線（1,100m）、マンホール）を追加提供。
昭和49年9月30日	土地約346,000㎡（国道330号沿い）を返還。
昭和50年3月31日	土地約5,310㎡（那覇～糸満間の通信ケーブル）を返還。

\*1：メイ／モスカラ射撃場は昭和56年12月31日に返還

\*2：昭和56年12月31日に漁船の操業制限等は解除された

昭和50年6月16日	沖縄駐留米陸軍司令部が牧港補給地区に移転。
昭和50年6月30日	施設管理権が、陸軍から海兵隊に移管。
昭和50年7月	第12海兵連隊がキャンプ・ヘーグから移転。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
昭和51年4月	第1海兵航空団司令部が岩国基地から移転。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部土地（国道58号東側沿い部分）の移設条件付返還（約180,000㎡）を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（保安柵）を追加提供。
昭和52年3月14日	土地約100㎡（石川リピーター・ハット）を返還。
昭和52年5月14日	第15回安保協了承部分の土地約70,000㎡（国道58号西側の一部）を返還。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約1,300㎡（通信ケーブル部分）を統合。
昭和53年3月31日	土地約20㎡（旧キャンプ・マーシー在のリピーター・ハット用地）を返還。
昭和54年3月22日	通信施設として、土地3㎡（イーズメント）及び工作物（通信装置）を追加提供。
昭和54年5月4日	送油施設として、工作物（送油管）を追加提供。
昭和54年9月30日	土地約2,000㎡（宜野湾市の飛地）を返還。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物19,741㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和56年12月31日	第15回安保協了承部分のハンビー地区の土地381,955㎡、メイ／モスカラ射撃場の土地251,633㎡を返還。
昭和58年3月15日	区画整理事業の土地約900㎡を返還。
昭和58年11月1日	通信施設として、工作物（通信線路）を追加提供。
昭和59年3月21日	污水管用地約1,000㎡を返還。
昭和59年10月5日	印刷所として、建物約820㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和60年3月31日	第15回安保協了承部分の土地約12,000㎡（県企業局タンク周辺地域）を返還。
昭和60年5月2日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和60年9月10日	宿舎として、建物約2,900㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。
昭和60年11月8日	保安施設等として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和60年11月29日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和61年2月18日	土地（不要通信ケーブル及びイーズメント（本部町～玉城村間））を返還。
昭和61年3月31日	地域開発用地約300㎡を返還。
昭和61年7月11日	運動施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年2月5日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年5月14日	特措法適用の土地約780㎡を返還。
昭和62年7月10日	管理棟として、建物約1,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約109,000㎡を返還。
昭和62年12月11日	隊舎等として、建物約11,000㎡を追加提供。
昭和63年11月2日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成元年6月30日	区画整理事業用地約8,350㎡（旧メイ／モスカラ地区）を返還。
平成元年7月11日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成元年8月18日	通信線路等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成元年9月30日	土地約6,600㎡（普天間宮隣接区域）を返還。
〃	土地約125㎡（イーズメント（諸見里ケーブル・ハット））を返還。
平成2年1月31日	土地約3,760㎡を返還。
平成2年3月29日	家族住宅等として、建物約31,000㎡及び工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（泡瀬ゴルフ場、登川ケーブル・ハット用地）の返還について、所要の調整・手続きを進めることを合意。
平成2年11月8日	家族住宅として、建物約17,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年2月28日	家族住宅として、建物約28,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年6月6日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成3年9月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
平成3年9月30日	土地約690㎡（登川ケーブル・ハット）を返還。
平成3年12月31日	沖縄環状線用地約22,100㎡を返還。
平成4年1月31日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
〃	学校施設等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成4年11月30日	北谷給水管用地約1,230㎡を返還。
平成5年9月27日	家族住宅等として、建物約46,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成6年10月28日	管理棟として、建物約29,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年11月30日	土地約2,620㎡を返還。
平成8年2月1日	倉庫として、建物約930㎡を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年3月14日	管理棟等として、建物約6,300㎡と工作物（運動施設等）を追加提供。
平成8年6月30日	瑞慶覧変電所用地約270㎡を返還。
平成8年7月3日	倉庫として、建物約8,900㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年9月26日	管理棟として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成8年10月30日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、キャンプ桑江内にある海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設することを合意。また、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末を目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域の住宅地区の土地を一部返還することを合意。その中で、キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタールを返還。
平成9年3月31日	北中城村道大平線用地約370㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
平成9年6月19日	管理棟として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月30日	駐車場用地約350㎡を返還。
平成9年12月31日	山里進入路用地約3,000㎡を返還。
平成10年3月31日	県道宜野湾北中城線用地約16,000㎡を返還。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ・ハンセンへ移転。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成11年1月22日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	工場等として、建物約7,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年2月29日	宜野湾北中城線用地約32,620㎡を返還。
平成12年4月13日	厚生施設等として、建物約980㎡と工作物（電話線路等）を追加提供。
平成12年10月31日	バスターミナルとして、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年3月22日	事務所等として、建物約2,600㎡と工作物（ピクニック場等）を追加提供。
平成13年10月25日	販売所等として、建物約4,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年2月7日	工場等として、建物約9,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年11月6日	管理棟等として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成15年3月26日	宿泊施設等とし、建物等約13,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年8月28日	管理棟等として、建物等約1,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成16年8月26日	管理棟等として、建物等約7,900㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	工場等として、建物等約1,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年11月10日	家族住宅等として、建物等約45,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年2月3日	管理棟等として、建物等約29,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、部分返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
平成18年5月15日	管理棟等として、建物約1,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年7月14日	運動施設等として、建物約4,900㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成19年3月29日	工場等として、建物等約1,000㎡と工作物（下水溝）を追加提供。
平成19年4月26日	倉庫等として、建物約7,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

## ウ 周辺状況等

### （ア）地域との関わり

この施設は、3市1町1村に及ぶ広大な面積を占めるとともに、北側はキャンプ桑江、嘉手納飛行場、南側は普天間飛行場に連なっている。このため同施設所在市町村にとって、地域開発の大きな障害となっている。特に北谷町、宜野湾市では、基地の間の狭あいな地域に居住をしいられており、現状では都市計画上の事業遂行にも困難をきたしている。

北谷町には、同施設のほかに嘉手納飛行場、キャンプ桑江、陸軍貯油施設があり、町面積に占める



米軍基地の割合は、53.5パーセントである。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

うるま市には、同施設のほかに天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、7.2パーセントである。詳しくは、ホワイト・ビーチ地区の項を参照。

沖縄市には、同施設のほかにキャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.5パーセントである。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

北中城村の面積は11.53平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は15,790人である。同村に所在する米軍基地はキャンプ瑞慶覧のみであり、村面積に占める米軍基地の割合は、18.3パーセントである。この施設のため同村の縦貫道路（村道2号線）が遮断され、比嘉、島袋両字に居住する児童については、小・中学生とも沖縄市側に通学せざるを得ない状況にあったが、平成元年度に島袋小学校を開校し、平成2年度からは北中城中学校へ入学できることとなり、この問題は解決した。

また、島袋区では、以前施設内から雨水、排水が流出し、浸水にあうなどの被害が出ていたが、昭和62年の国体開催に向けての周辺道路の新設もしくは拡張に伴う排水溝工事の完了により、最近では浸水の発生が少なくなった。

宜野湾市には、キャンプ瑞慶覧のほかに、普天間飛行場と陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、32.4パーセントである。詳しくは、普天間飛行場の項を参照。

#### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

当該施設からは、キャンプ・フォスターのモータープールからの油流出事故をはじめ、昭和49年以来、これまで数多くの油流出や排水漏れ事故が発生している。近年では、平成9年1月に国道58号に通じる配水管の沈殿槽からPCBが検出されたり、平成13年3月には施設内のガソリンスタンドのパイプに生じた亀裂からガソリンが漏れ、同地区内にある河川の湧水に流出していることが判明するなど、地域住民に大きな不安を与えた。平成16年5月には、施設内にある宿舎のボイラー室のパイプが故障したため、ディーゼル油約50ガロンが、施設内を流れる普天間川から施設外（北谷町北前）へ流出している。

また、地域住民と施設が隣接していることもあって、軍人・軍属による事件等もしばしば発生しており、平成18年1月、施設内で、無線配車により赴いたタクシー運転手が、黒人男性に脅迫を受け、金品を強奪される事件が発生している。北谷町、北中城村では、それぞれの議会において、事件・事故が発生する度に米軍の綱紀肅正を求める決議がなされている。北中城村では、泡瀬ゴルフ場からの飛球により、民家の窓ガラスが破損する事故も度々発生している。

#### (ウ) 返還跡地の汚染物質

平成14年1月29日、昭和56年12月に返還となったキャンプ瑞慶覧（メイノモスカラ射撃場）跡地の建設工事現場の土中から、多量のタール状物質が入ったドラム缶、タール状物質の流出が発見され異臭を放つ状況下、北谷町は、現場近くに学校・商店街等があり近隣住民に及ぼす影響等を考慮し、緊急避難的措置として現場から撤去を行い、（資）中部油ヒ汚泥処理施設（沖縄市在）で適切に処分した。

当初、処分等に掛かる費用は北谷町で負担していたが、最終的には国が全額負担した。

## エ 返還計画・跡利用計画

### (ア) 返還計画

平成8年3月28日の日米合同委員会で、嘉手納弾薬庫地区内（旧東恩納弾薬庫）に移設することを条件に、平成15年度頃を目途に泡瀬ゴルフ場（約47ha）を返還することが合意されている。平成19年12月末現在、移設先において工事が行われている。

SACO最終報告では、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部（キャンプ瑞慶覧については約83ha）を返還することが合意されている。

また、在日米軍再編の最終報告で、キャンプ瑞慶覧の部分返還を検討することが合意されており、その返還部分について、日米両政府間で協議が行われている。

### (イ) 跡利用計画

同施設周辺は、那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つである。

返還跡地利用については、昭和56年12月31日、ハンビー飛行場が返還され、国道58号沿いの西側一帯は地域経済活性化のための基盤整備として、それぞれ区画整備事業（桑江、北前地区）が行われるなど、新たな街を形成している。特に、ハンビー飛行場跡は、本県の米軍基地跡地利用の最も成功した事例として知られ、大手スーパーの設置や駐車場を生かした郊外型店舗が建ち並び海浜公園と連動



するなど、隣接市町村から多くの人を訪れる活気ある街づくりを形成している。

a 沖縄市

SACO最終報告で平成19年度末を目途に返還合意された沖縄市側の区域について、平成11年度にキャンプ瑞慶覧転用計画（基本構想）を策定し、その後、この構想実現のための方策検討を行った同転用計画（基本構想）を平成12年度に策定したが、北中城村との複雑な行政界がまたがる地区特性など、両市村が一体となった跡地利用の検討を進めることが望ましいことから、平成15年度から跡地利用統一案に着手し、平成16年度に統一案基本計画を策定している。平成18年度には、統一案の実現化に向けた検証・検討が行われており、今後は、返還後速やかに工事に着手できるよう、ライカム地区やその周辺地域について、様々な角度から調査・検討を進めることが求められている。

b 北中城村

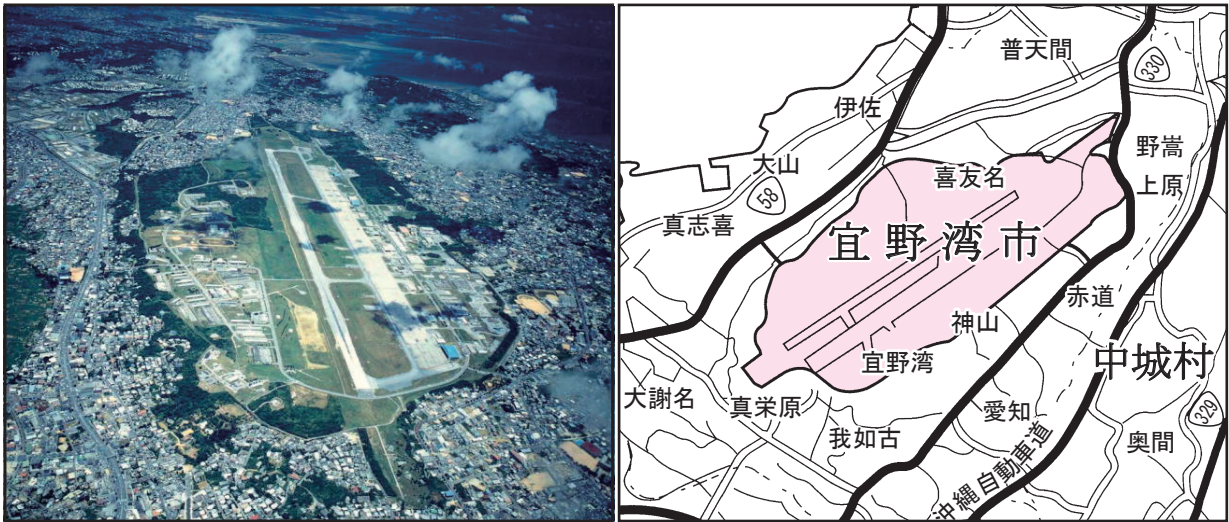
泡瀬ゴルフ場については、平成18年度までに基本計画を取りまとめ、スポーツメディカルゾーン、商業交流施設ゾーン、住宅ゾーンを有する土地区画整理事業による跡地利用を目指している。

SACOで返還が合意されているロウワープラザ地区については、沖縄市と合同で跡地利用に取り組み、平成18年度に整備計画が策定しており、喜舎場ハウジング地区については、平成17年度に整備計画を策定している。

c 宜野湾市

SACO最終報告で平成19年度末を目途に返還合意された宜野湾市側の一部区域について、平成14年度に瑞慶覧地区跡地利用基本構想を、平成16年に同基本計画を策定している。平成17年度以降は、返還後の跡地利用を円滑に促進できるよう、10項目の課題の解決と地権者の合意形成を促進し、地権者全体でのまちづくり推進体制の確立に向けて取り組んでいる。

(13) FAC6051 普天間飛行場 (Futenma Air Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：宜野湾市（字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字新城、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字神山、字赤道、字中原、字上原）

(イ) 面積：4,805千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宜野湾市	359	0	68	4,378	4,805

(ウ) 地主数：3,031人

(エ) 年間賃借料：65億2千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：大隊司令部、管理事務所等、教会、消防舎、将校クラブ等、貨物ターミナル、将校宿舍等、修理工場等、倉庫等、ポンプ室、ボーリング場、食堂ほか
- 工作物：保安柵、水道管、雨水排水管、舗装道路、駐車場、滑走路（2,800m×46m）、誘導路、ヘリパッド、駐機場、洗機場、レーダータワー、航空用ガソリタンク、プール、アンテナ、変圧装置ほか

(カ) 基地従業員：202人（MLC 126人、IHA 76人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：普天間飛行場司令部、第1海兵航空団、第18海兵航空管制群、第36海兵航空群、第17海兵航空支援中隊

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

- 使用主目的：飛行場
- 使用条件：

本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

宜野湾市の中央に位置するこの施設は、第3海兵遠征軍第1海兵航空団第36海兵航空群のホームベースとなっており、ヘリコプター部隊を中心として52機の航空機が配備され、在日米軍基地でも岩国飛行場と並ぶ有数の海兵隊航空基地となっている。

この施設は普天間海兵隊航空基地隊によって管理運営され、駐留各部隊が任務を円滑に遂行できるよう後方支援活動体制をとっている。施設内には、滑走路（長さ約2,800m×幅46m）、格納庫、通信施設、整備・修理施設、部品倉庫、部隊事務所、消防署があるほか、PX、クラブ、バー、診療所等の福利厚生施設等の設備があって、航空機基地として総合的に整備されている。

第36海兵航空群は、この施設に各中隊を配備し、上陸作戦支援対地攻撃、偵察、空輸などの任務にあたる航空部隊として同基地で離着陸訓練を頻繁に行っており、また、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等の訓練場では、空陸一体となった訓練も行っている。

普天間飛行場における平成20年1月時点での常駐機種は、次のとおりとなっている。

所属機（52機）

○固定翼機（16機）

KC-130空中給油兼輸送機	12機
C-12作戦支援機	1機
UC-35	3機

○ヘリコプター（36機）

CH-46E 中型ヘリ	23機
CH-53E 大型ヘリ	4機
AH-1W 軽攻撃ヘリ	5機
UH-1N 指揮連絡ヘリ	4機

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	3千㎡	昭47.5.15
	変電所及び電柱等用地	1千㎡	昭55.9.25
	変電所用地	0千㎡	平7.10.5
○宜野湾市	駐車場用地	6千㎡	昭62.5.1
○個人企業	資材置場及び事務所敷地	1千㎡	平4.9.24
○沖縄県農業協同組合	駐車場用地	2千㎡	平15.4.1
計 5人	7件	13千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米軍占領と同時に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設。
昭和29年	2,400mの滑走路を2,700mに延長、ナイキ基地を建設。
昭和35年5月	施設管理権が空軍から海兵隊に移管され、海兵隊航空基地として使用開始。
昭和44年11月	第1海兵航空団第36海兵航空群のホームベースとなる。
昭和47年5月15日	普天間海兵隊飛行場、普天間陸軍補助施設、普天間海兵隊飛行場通信所の3施設が統合され、普天間飛行場として提供施設・区域となる。
昭和49年	嘉手納飛行場へのP-3C対潜哨戒機の配備に伴い、同機の補助飛行場として使用するため、滑走路を整備。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部分4カ所）の無条件返還及び一部土地（国道330号の東側部分）の移設条件付返還を合意。
昭和49年2月26日	滑走路として、工作物（舗床約125,400㎡）を追加提供。
昭和50年4月4日	航空機誘導施設として、建物約70㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
昭和51年10月	返還予定の中原区から、航空機誘導用レーダーを移設。
昭和52年3月31日	第15回安保協了承の土地約109,000㎡（国道330号沿い地域）を返還。
昭和52年4月30日	暫定法適用の土地約3,000㎡を返還。
昭和52年9月30日	第15回安保協了承の土地約24,000㎡（沖国大隣接地域）を返還。
昭和52年12月15日	宿舎等として、建物約2,800㎡と工作物（舗床、圍障）を追加提供（昭和52年3月31日返還部分の代替施設）。
昭和53年1月	キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場の返還に伴い、格納庫、駐機場、その他付帯施設の代替施設を建設（昭和54年3月完成）。
昭和54年5月4日	駐機場等として、工作物（舗床等）を追加提供。
昭和55年5月22日	格納庫等として、建物約2,600㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
昭和56年7月18日	周辺整備法に基づく第1種区域（住宅防音工事対象区域）を指定。
昭和56年9月8日	第103海兵隊ヘリ中隊（CH-46E）と代わり、第164海兵隊ヘリ中隊（CH-46D）が配備。
昭和58年12月2日	宿舎等として、建物約11,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年1月31日	宜野湾市消防庁舎等用地約7,000㎡を返還。
昭和61年10月2日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。

昭和62年2月28日	水道管敷用地約2,000㎡を返還。
昭和62年4月16日	格納庫等として、建物約5,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約250㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
平成元年3月23日	管理棟として、建物約1,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年10月26日	倉庫として、建物約5,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年5月24日	高度制限に伴う保安用地として、土地約560㎡を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（軍転協から要請のあった東側沿い約42,000㎡）の返還について、所要の協議・調整を進めることで合意。
平成3年2月28日	管理棟として、建物約1,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成4年2月29日	住宅用地約1,930㎡を返還。
平成4年5月14日	道路用地等約15,230㎡（軍転協から要請のあった佐真下地区の2,000㎡含む）を返還。
平成4年7月12日	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成4年9月	ハワイから第262海兵隊中型ヘリ中隊（CH-46E型ヘリ12機）が移駐。
平成4年12月	海兵観測中隊分遣隊（OV-10ブロンコ7機）が米国本土へ移駐。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成6年3月10日	診療所等として、建物約1,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成6年9月8日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成7年7月5日	隊舎として、建物約5,800㎡と工作物（送油管等）を追加提供。
平成8年6月30日	普天間第2小学校校庭用地約9,000㎡を返還。
平成8年9月26日	隊舎等として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、沖縄本島東海岸沖への海上施設の建設を追求することなどを条件に、5年ないし7年以内の全面返還を合意。
平成9年5月14日	特措法適用の土地約470㎡を返還。
平成9年6月19日	工場等として、建物約1,800㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年9月30日	給油所用地約60㎡を返還。
平成10年2月4日	境界標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成10年3月26日	給油所として、建物約60㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設等として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成11年3月25日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年7月15日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年2月7日	倉庫として、建物約2,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	隊舎として、建物約3,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年12月12日	隊舎等として、建物約8,100㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成16年7月8日	保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
平成17年10月30日	日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）において、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に、普天間飛行場の代替施設を設置することを合意。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えることで最終合意。

## ウ 周辺状況等

### （ア）地域との関わり

宜野湾市の面積は19.69平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は89,769人である。宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場は、市面積の約24.4パーセントを占め、これに同市に所在するキャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設を含めた米軍基地面積は、同市面積の約32.4パーセントを占めている。これら広大かつ過密に存在する米軍基地は、地域の振興開発上の著しい障害となっているだけでなく、道路網の体系的整備ができないなど、住民生活に多大な経済的損失を与えている。

また、普天間飛行場からの航空機騒音の住民生活や健康への悪影響や同飛行場における航空機離発着訓練の実施などによって、市民の生命は極めて危険な状況におかれている。

### （イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

普天間飛行場に所属する航空機墜落事故等の発生件数は、復帰以降、平成19年12月末現在で固定翼機11件、ヘリコプター75件の計86件となっており、復帰後の県内米軍航空機事故（450件）の約19パーセントを占めている。



平成16年8月13日には、隣接する沖縄国際大学構内に、CH-53Dヘリコプターが墜落し、乗員3名が負傷する事故が発生している。

＜普天間飛行場に係る復帰後の主な事件、事故等＞

- |            |  |
|------------|--|
| 昭和48年8月    | 北部訓練場内の国頭村伊湯岳頂上付近にCH-46ヘリコプターが墜落。乗員3人死亡、1人行方不明。  |
| 昭和48年12月   | 西原村字小那覇の新築現場へCH-46ヘリコプターが墜落。乗員4人死亡、1人重傷。   |
| 昭和50年6月    | CH-46ヘリコプターが国頭村の安波ダム建設現場の工事資材運搬用のワイヤーロープに接触後墜落炎上。乗員3人死亡。   |
| 昭和51年11月   | 那覇の西方約16km付近の海上にCH-53ヘリコプターがエンジン故障のため墜落。乗員4人全員行方不明。  |
| 昭和53年3月    | 北谷町ハンビー飛行場沖合150mにCH-46ヘリコプターが墜落。乗員4人死亡。  |
| 昭和55年10月   | 離着陸訓練中のOV-10ブロンコ観測機が滑走路上に墜落。乗員1人死亡。  |
| 昭和55年12月   | 通常訓練中に北部訓練場内にCH-46ヘリコプターが墜落。乗員1人死亡、2人重傷。   |
| 昭和60年7月    | 辺野喜ダム上流付近にCH-53Dヘリコプターが墜落炎上。乗員4人全員死亡。  |
| 昭和63年10月   | CH-46ヘリコプター2機が空中接触し、1機が伊湯岳に墜落炎上。乗員4人死亡。  |
| 平成元年5月     | 糸満市喜屋武岬沖にCH-46ヘリコプターが墜落。乗員14人行方不明。   |
| 平成6年4月     | CH-46Eヘリコプターが離陸直後に滑走路上に墜落。   |
| 平成6年11月    | キャンプ・シュワブ内で演習中にUH-1ヘリコプターが墜落。乗員1人死亡、4人重軽傷。   |
| 平成10年7月    | キャンプハンセン内でUH-1Nヘリコプターが墜落。乗員4人軽傷。   |
| 平成11年4月    | 北部訓練場沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落。乗員4人死亡。  |
| 平成13年6月    | 宜野湾市大山の住宅の隣にCH-53Eヘリコプターからパイロット用バックが落下。  |
| 平成14年4月    | 普天間飛行場内で、CH-53Eヘリコプターから燃料補助タンク2個が落下。   |
| 平成14年8月    | 宜野座村松田の海岸にCH-53Eヘリコプターが不時着。  |
| 平成14年9月    | 宜野座村松田の海岸にCH-53Eヘリコプターが不時着。  |
| 平成14年10月   | フィリピンへ向かう途中のCH-53Eヘリコプターが、異常を示すランプが点灯したことから石垣空港へ緊急着陸。  |
| 平成16年8月13日 | 午後2時15分頃、第31海兵遠征隊所属のCH-53Dヘリコプター（乗員3名）が、沖縄国際大学の市道に隣接した本館建物に接触し墜落、炎上した。当該建物の一部や周辺の樹木等が炎上又は破損したほか、近隣の住宅等にも部品が屋内を貫通し落下する等、多大な被害を与え、乗員3名が負傷（うち1名は重体とされた）したが、民間人へ被害はなかった。 |
| 平成17年8月12日 | 岩国基地を飛び立った普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプター3機のうち、1機で異常警告ランプが点灯したことから、山口／宇部空港に緊急着陸。  |
| 平成18年4月3日  | 普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプター4機が、岩国基地から鹿屋基地へ向かう途中、1機にトラブルが発生したため、4機とも大分空港に緊急着陸。   |

#### (ウ) 普天間飛行場周辺の航空機騒音

普天間飛行場におけるヘリコプター等の航空機離発着訓練及び民間地域上空での旋回訓練の実施は、基地周辺住民に甚大な航空機騒音被害をもたらし、「聴力の異常」、「授業の中断」、「睡眠不足による疲労の過重」など、住民の生活や健康に重大な悪影響を及ぼしている。

県文化環境部が平成18年度に実施した「航空機騒音測定結果」によると、普天間飛行場周辺では9地点中3地点（33.3%）で環境基準値を上回っている。また、同飛行場周辺でのWECPNL平均値は、62.0～80.7の範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名局で80.7が記録されている。

常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、上大謝名局の59.4回が最も多くなっており、同様に1日平均騒音継続累計時間についても、同局が32分20秒と最も長くなっている。

なお、米軍飛行場周辺の航空機騒音問題については、平成8年3月の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が承認されたところであるが、県、関係市町村が求めていた午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとなっており、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

また、平成14年10月に、周辺住民から国及び普天間基地司令官を相手に、普天間爆音訴訟が提起された。（基地司令官に対する訴訟について、被告適格を認定し、民事裁判権は及ぶが、直接被害者に

損害賠償の請求は負わないとする裁判所の判断がなされている。)

(エ) その他

上記の航空機騒音や航空機事故以外に、普天間飛行場から派生する周辺地域住民への基地被害は、雨水流出、汚水流出、油漏れ、廃油焼却などがあったが、近年では確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

詳しくは、第2章第6節「普天間飛行場移設問題」(42頁)を参照。

(イ) 跡利用計画

普天間飛行場の跡地利用については、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」により取り組むことが示された。

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に「跡地対策準備協議会」が設置され、1. 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、2. 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方について協議・検討を行うことになった。

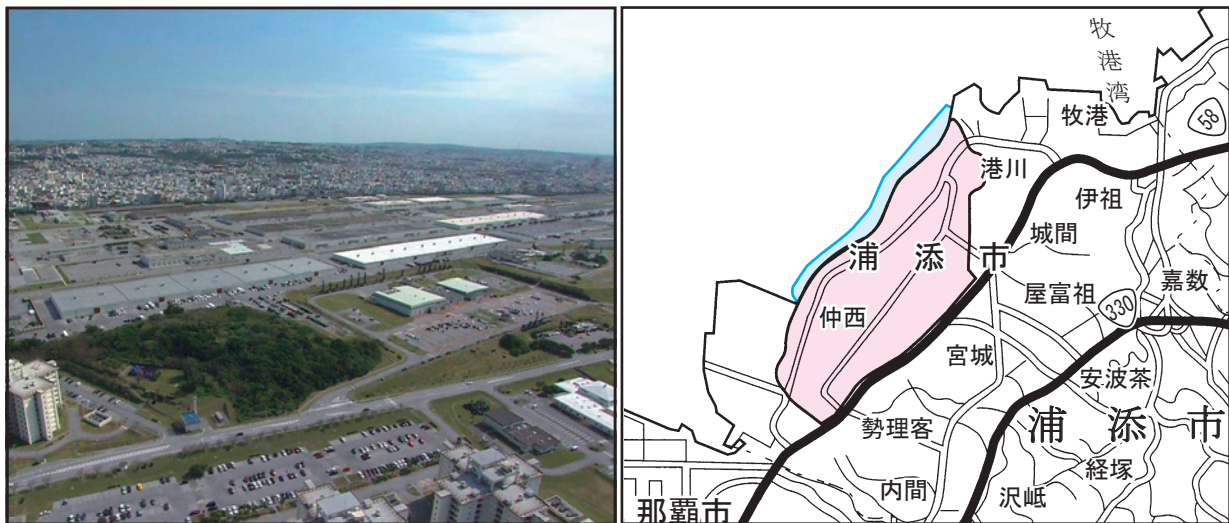
その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針」(以下、「取組分野ごとの課題と対応方針」という。)が取りまとめられた。

その中で、宜野湾市及び沖縄県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定の進捗等を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

そして平成17年度に、自然環境や文化財に関する調査、関係地権者等の意向醸成に関する調査、都市計画に関する調査、産業・機能導入に関する調査など、広範な調査の成果や県民フォーラム・地域フォーラム及び県民意見公募手続(パブリック・コメント)等を踏まえて、平成18年2月に沖縄県と宜野湾市が共同で、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる「普天間飛行場跡地利用基本方針」(以下、「跡地利用基本方針」という。)を策定した。

平成18年度には、跡地利用基本方針に基づき、跡地利用計画策定までの具体的な取組の内容・手順・役割分担等を明らかにした「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を、沖縄県と宜野湾市が共同で策定したところである。

## (14) F A C 6 0 5 6 牧港補給地区 (Makiminato Service Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：浦添市（字<sup>みなとがわ</sup>港川、字<sup>ぐすくま</sup>城間、字<sup>やふそ</sup>屋富祖、字<sup>なかにし</sup>仲西、字<sup>まきみなと</sup>牧港、字<sup>みやぎ</sup>宮城、字<sup>こわん</sup>小湾）

(イ) 面積：2,737千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
浦添市	295	0	0	2,441	2,737

(ウ) 地主数：2,236人

(エ) 年間賃借料：45億6千万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：事務所、送信所、教育施設、消防舎、隊舎、食堂、銀行、ボウリング場、教会、宗教施設、PX、郵便局、安置場、医務室、将校宿舎、家族住宅、各種修理工場、倉庫ほか
- 工作物：保安柵、水道管、下水処理装置、雨水排水管、ヘリパッド、駐車場、電信電話線、外灯、配電線、貯水タンク、各種球技コート、アンテナ等、野積場、福利厚生施設、予備発電所ほか

(カ) 基地従業員：1,128人（MLC 747人、IHA 381人）

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：第3海兵兵站群司令部・本部役務大隊、第3海兵営繕大隊、第3補給大隊、第3齒科大隊、その他

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：宿舎、管理事務所及び補給処

○使用条件：

a 使用時間

水域は常時使用される。

b 用途

水域は、陸上施設の保安のため及び汚水処理のため使用される。

c 制限の内容

(a) 水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は当該水域における漁業及び海産物の採取を制限しない。

(b) 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、浦添市の仲西から港川に至って存在し、国道58号沿いから西側の海岸までの間を南北



3キロメートル、東西1キロメートルに及ぶスペースを占める広大な兵站補給整備基地であるが、復帰前、本県の最高統治機関だった米国民政府（USCAR）もここにあった。

現在、同施設には、第3海兵兵站群（平成17年10月に第3海兵役務支援群から名称変更）の司令部をはじめ、G1（人事班）、G2（情報）、G3（整備補給等各種支援）、G4（施設管理等）、G6（通信）の各事務所が置かれ、主として物資の貯蔵、一部管理等に当たっている。

当該施設は、占領当初、米軍は海岸線一帯を物資の集積所として使用していたが、昭和23年頃、陸軍の兵站補給部隊が配備されてから施設の整備拡張が相次ぎ、あらゆる軍需物資の貯蔵補給、修理等のための巨大な倉庫群、工場群や兵舎等が建設された。

昭和43年頃には、ベトナム等から修理のため持ち込まれた破損車両等の整備、物資の補給基地として機能が活発化した。

その後、昭和49年6月、第7心理作戦部隊の解散、昭和50年6月から9月にかけてキャンプ瑞慶覧から沖縄駐留米陸軍司令部や輸送業務局等の陸軍部隊が移駐してきた。しかし、陸軍の後方支援業務の大幅整理縮小が行われたため、昭和50年頃から昭和53年にかけて閉鎖される倉庫や整備工場が相次ぎ、作業に従事する軍人・軍属や日本人従業員も減少した。

昭和53年10月、施設管理権が海兵隊に移管され、キャンプ瑞慶覧から第3海兵役務支援群（現在は第3海兵兵站群）司令部役務大隊、同第3補給大隊、同第3整備大隊が移駐し、海兵隊管理の兵站補給施設となっている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	6千㎡	昭47. 5. 15
	電力線路及び開閉所用地	0千㎡	昭55. 11. 6
○西日本電信電話(株)	通信線路用地	0千㎡	昭55. 10. 23
○沖縄県	水道及び下水道用地	0千㎡	昭59. 4. 5
	排水路用地	0千㎡	昭60. 2. 21
○浦添市	水道施設用地	0千㎡	昭61. 10. 1
	道路用地	5千㎡	平5. 4. 1
計 4人	7件	11千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用。
昭和23年	2,650,000㎡を接收。
昭和47年5月15日	施設内にあった米国民政府が廃止され、提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約12,000㎡の無条件返還(北側部分2カ所及び南側外周部分)及び一部土地約110,000㎡の移設条件付返還(国道58号沿い部分)を合意。
昭和49年6月	第7心理作戦部隊解散。
昭和49年9月30日	第15回安保協了承の土地約18,000㎡(北側部分2カ所)を返還。
昭和50年6月16日	沖縄駐留米陸軍司令部がキャンプ瑞慶覧から移転。
昭和52年3月31日	ガス・プラント地域の土地約16,000㎡を返還。
昭和53年9月30日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
昭和53年10月	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたことに伴い、キャンプ瑞慶覧から第3海兵役務支援群本部大隊、第3補給大隊、第3整備大隊が移転。
昭和58年9月28日	宿舎等として、建物約13,000㎡と工作物(圍障等)を追加提供。
昭和60年2月8日	厚生施設として、建物約30㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和60年9月10日	診療所として、建物約1,700㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和61年2月18日	沖縄駐留米軍司令部が米国民陸軍第10地域支援群司令部に名称変更。
昭和61年9月	米国民陸軍第10地域支援群司令部がトリイ通信施設へ移転。
昭和61年10月2日	電話交換所として、建物約370㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和63年3月10日	整備工場等として、建物約4,000㎡と工作物(圍障等)を追加提供。
昭和63年7月14日	家族住宅等として、建物約50,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年3月31日	国道58号用地約270㎡及び港湾水域約57,000㎡(南側部分)を返還。
平成元年6月1日	家族住宅等として、建物約40,000㎡と工作物(貯水槽等)を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約960㎡と工作物(門等)を追加提供。



平成2年7月6日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年1月31日	販売所として、建物約5,900㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成3年2月28日	家族住宅として、建物約23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年12月5日	学校施設として、建物約23,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成4年5月14日	土地約60㎡を返還。
平成4年7月2日	隊舎等として、建物約69,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年2月28日	第15回安保協了承の南側外周部分約2,850㎡（小湾川改修用地）を返還。
平成7年7月5日	厚生施設として、建物約9,000㎡と工作物（道路等）を追加提供。
平成7年10月5日	学校施設として、土地約670㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還することを合意。また、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することも併せて合意。
平成9年5月14日	特措法適用の土地約40㎡を返還。
平成9年6月19日	倉庫等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年3月25日	電話線路等として、工作物（電話線路等）を追加提供。
平成11年11月4日	厚生施設等として、建物約2,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年4月13日	工場等として建物約4,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成13年9月30日	国道58号への接続道路用地約12,100㎡を返還。
平成14年2月7日	隊舎として、建物約3,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成15年2月10日	工場等として、建物約900㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年8月28日	管理棟等として、建物約3,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年7月8日	給電施設として、工作物（電力線路等）を追加提供。
平成16年11月4日	ポンプ室等として、建物約100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年10月31日	第3海兵役務支援群が第3海兵兵站群に名称変更。
平成17年11月10日	工場等として、建物約12,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）

## ウ 周辺状況等

### （ア）地域との関わり

浦添市の面積は19.09平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は106,049人であり、市面積に占める米軍基地の割合は、14.3パーセントにのぼる。同施設は、那覇新港や卸売商業団地が所在する西海岸と国道58号にはさまれ、中南部の要路に位置している。県都那覇市に隣接する浦添市は、近年、人口の増加が最も著しい地域であるとともに、平成3年に西海岸埋立の西洲に形成された沖縄県卸売商業団地をはじめ、同施設周辺は県内有数の企業が集結した一大物流拠点を形成している。

その一方で、国道58号の浦添地域においては、那覇と中部都市地区とを往来する車両の増加が著しく、慢性的な交通渋滞をきたしている。

SACO最終報告で、国道の拡幅が予定されている。国道の渋滞緩和のためには、国道のバイパス機能として基地の一部を返還し、早期に浦添港川道路を整備する必要がある。さらに、西海岸開発計画の推進のため、提供水域の返還が必要とされている。

なお、県卸売商業団地と同市勢理客の国道58号を結ぶ基地内の約570メートルを西海岸道路取付道路として共同使用することについては、平成4年11月の日米合同委員会で合意され、現在、共用されている。

### （イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

同施設においては、昭和48年4月に廃油類の排出、昭和50年1月に薬物流出により沿岸一帯が広範囲にわたって汚染され、大きな被害をもたらした事故が発生しており、県、浦添市、米軍の話し合いにより施設の改善等が執られた。

近年、同施設に起因する重大な事件・事故は確認されていないが、平成17年10月14日、第2ゲート付近のフェンス沿いで実施された部隊警護訓練において、米軍兵士が銃口を国道58号に向けたことにより、周辺住民の不安を与える事態が発生した。

(ウ) 同施設での保管物質

同施設内には、軍事機能を確保するためのあらゆる物資が保管されており、特に危険物資の存在の有無については、以前から指摘されている。近年では、平成8年2月に民間の建設作業員が同施設内の掘削作業中に目や鼻に刺激を受け気分が悪くなるという事故、平成9年11月には同施設内で有毒ガス発生の危険性のある火災が発生し警察による避難広報が出る事故、平成12年5月に西原町の古物業者に劣化ウラン弾の薬きょうが流出しているのが判明するなど、地域住民に不安を与えた。

(エ) 緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立ち入り

平成11年9月に開催された第18回三者連絡協議会において、県から緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案を行い、米軍との間で協議が行われた。その後、平成13年1月の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立ち入りが合意されたことから、平成13年4月17日に、全国で初めての救急車両の基地内通行に係る「現地実施協定」が締結され、国道58号の慢性的な交通渋滞に左右されない迅速な緊急救援、消防活動の体制が整った。

## エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

平成8年12月2日、SACO最終報告で、国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還することが合意された。

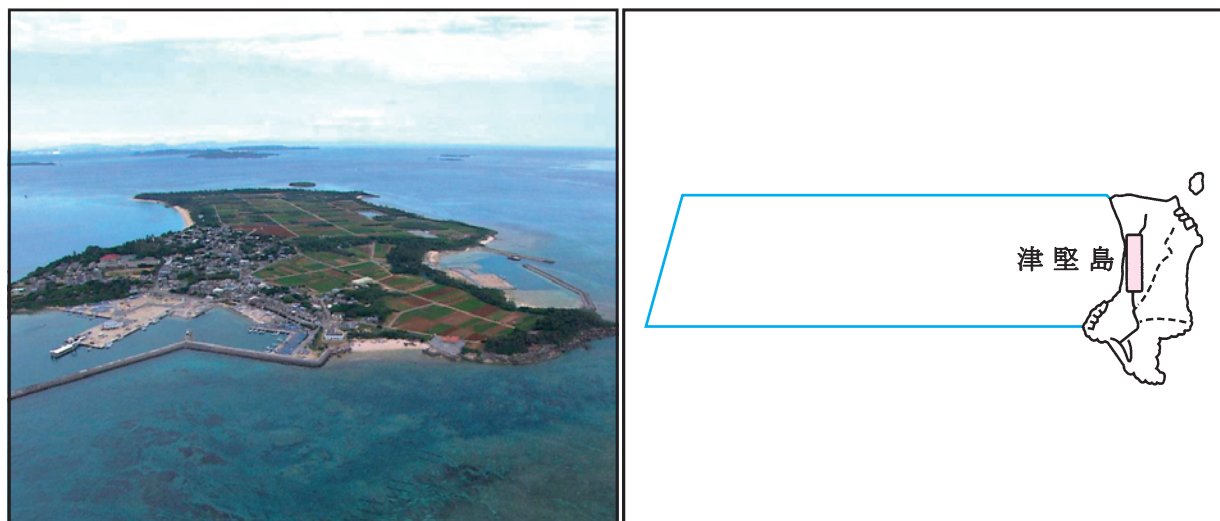
また、平成18年5月1日、日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還が検討されることが合意されている（再編実施のための日米のロードマップ）。なお、同計画は、平成19年12月末現在、作成されていない。

(イ) 跡利用計画

県計画においては、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、これらと連携し、一体となった都市地域としての整備を推進することとしている。

浦添市においても、昭和54年度に「浦添市軍用地跡地利用計画」を策定し、返還後の跡地利用に対するビジョンづくりに早くから取り組んできた。平成8年3月には、「アジア交流都市の形成」を目標とする将来都市像を想定した「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。さらに、平成18年5月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、牧港補給地区の全面返還が合意されたことから、新たな跡地利用計画の策定に向けて作業を進めている。

## (15) F A C 6 0 8 2 津堅島訓練場 (Tsuken Jima Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 かつれんつけん (勝連津堅)(イ) 面積：16千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	16	—	—	—	16

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊、空軍

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 使用時間

水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

b 用途

(a) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は、認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(b) 水域は、水陸両用訓練のため使用される。

c 通告の方法

現地合衆国当局は、水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。

d 制限の内容

水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。合衆国政府は、航路灯施設(平曽根灯台)の運用に関する検査、保守、修理その他の作業が必要な場合は、当該施設への出入りのため、本水域の通過を保証する。

(ウ) 施設の現状及び任務

この訓練場は通称「泊浜」と呼ばれ、うるま市勝連津堅島の西側に位置する長さ約2キロメートルの海岸で干潟を含む約6キロメートル沖合までが訓練水域となっており、海兵隊による水陸両用の上

陸訓練に使用されている。

演習は陸上あるいは水域のみ、または、陸上・水域同時に行われる。訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a) : なし

b 地位協定第2条第4項(b) : なし

(オ) 沿革

昭和20年2月 米軍に占領され、主に娯楽施設として使用される

昭和34年3月27日 使用開始

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

平成6年6月2日 津堅島(提供施設外)に米軍ヘリコプターが2回にわたり着陸。農作物に被害を与える。

平成9年12月18日 日常的に定期船や漁船等が航行する水域(津堅島訓練場水域内)にて、空軍及び陸軍によるパラシュート降下訓練が実施され、船舶の乗組員をはじめ、県民に大きな不安を与えた。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

津堅島訓練場の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が存在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.2パーセントである。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

津堅島訓練場のある津堅島は、面積1.88平方キロメートルでニンジンの産地として知られている。

訓練場として使用されている地域とその周辺一帯は、良好な海浜、防風林で構成されており、リゾート地域として将来の開発が有望視されている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

津堅島訓練場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

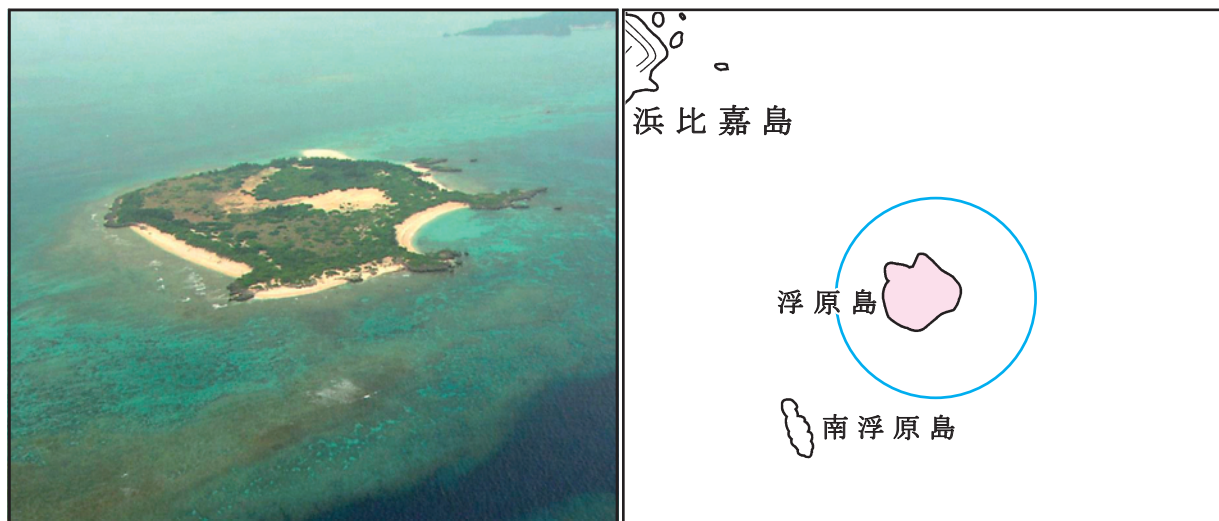
なし。

(イ) 跡利用計画

勝連町(当時)では、跡地の自然環境の保全・育成を図るとともに、その恵まれた自然環境を生かして、平成9年4月に遊歩道・キャンプ場・展望台等で構成された「キャロット愛ランド」が整備されている。



## (16) FAC 6181 浮原島訓練場 (Ukibaru Jima Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 かつれんひが (勝連比嘉)

(イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	—	—	—	254	254

(ウ) 地主数：101人 (自衛隊施設分に区分)

(エ) 年間賃借料：2千2百万円 (自衛隊施設分に区分)

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

○使用部隊名：海兵隊、空軍ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 本施設・区域において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は、認められる。緊急の場合の信号目的及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

b 水域は水陸両用訓練のため使用される。

c 現地合衆国政府は、水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。

d 本施設・区域内において、合衆国軍隊は恒久工作物の建設は行わない。

e 使用期間中、合衆国軍隊が本施設・区域内に建てたいかなる仮設工作物の各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。

○その他：水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を営むいかなる通常の生産活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない

(ウ) 施設の現状及び任務

本施設は、浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850メートル以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年5月31日までは一時使用施設 (地位協定第2条第4項 (b)) として年間40日に限り米海兵隊の訓練が行われていたが、訓練が行われない時は釣り場、キャンプ場等のレクリエーション場として利用されていた。

昭和53年6月1日以降は、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊が行っている。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項(a) : なし
- b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用

昭和53年10月19日 使用条件年間40日を120日に変更

(オ) 沿革

年月日不詳 本施設は、元来高等弁務官布令第20号に基づく使用形態ではなく、訓練に使用する都度、料金を支払っていたようである。

昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定第2条第4項(b)の施設として提供され、年間40日を限度として使用。

昭和53年6月1日 自衛隊の専用施設となり、陸上自衛隊が施設管理にあたる(米海兵隊は年間120日を越えない範囲で従来通りの一時使用が許される)。

## ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

浮原島訓練場の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.2パーセントである。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

浮原島訓練場については、地元側は以前から、年間賃借料による賃貸借にすることを勝連町(当時)、那覇防衛施設局に要請していたが、昭和52年企業誘致計画が中止になった頃、年間借料による自衛隊使用の計画がでて地主は同意の方向で了承した。

勝連町(当時)は、浮原島を島めぐり観光地の一環とし、特に自然を保持したキャンプ場として活用する基本構想を計画し、更に昭和51年8月頃にはクルマエビ養殖場として企業誘致の話もあったが、結局訓練場として引続き使用されることになった。

米軍の一時使用施設から自衛隊の専用施設へ使用転換する際、那覇防衛施設局、自衛隊側は、①実弾は使用しない、②ヘリによる救難、救助訓練等が主である、③地元側の立ち入りは最大限に考慮する、④漁業従事者に迷惑をかけない等のことを口頭で約束している。更に、町(現うるま市)当局・地元側と使用協定文書を取交することは考えていないが、仮に問題が発生すれば既存の関係法令で最大限の措置をすとしてしている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和56年8月に原因不明の原野火災が発生し約490平方メートルを焼失、昭和57年7月及び平成元年9月には照明弾の使用により約63,000平方メートル、80,000平方メートルを焼失し、平成11年1月には信号弾の使用により約25,000平方メートルを焼失した。

近年、同施設に係る重大な事件・事故は確認されていない。

## エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

県の基本計画においては、森林地域として自然を再生するとともに、その活用を図るレクリエーション系プロジェクトの導入を検討することとしている。